文部科学省委託調査研究結果

指定前後の課題に対する認識の変化　【25年度調査】

○課題認識は、指定によって一定程度解消されている。

■ 指定前：コミュニティ・スクールに指定される以前は、
どのようなことを課題視していましたか
▨ 指定後：コミュニティ・スクールに指定された現在、
どのようなことが実際の課題になりましたか
※「当てはまる」「ある程度当てはまる」の合計

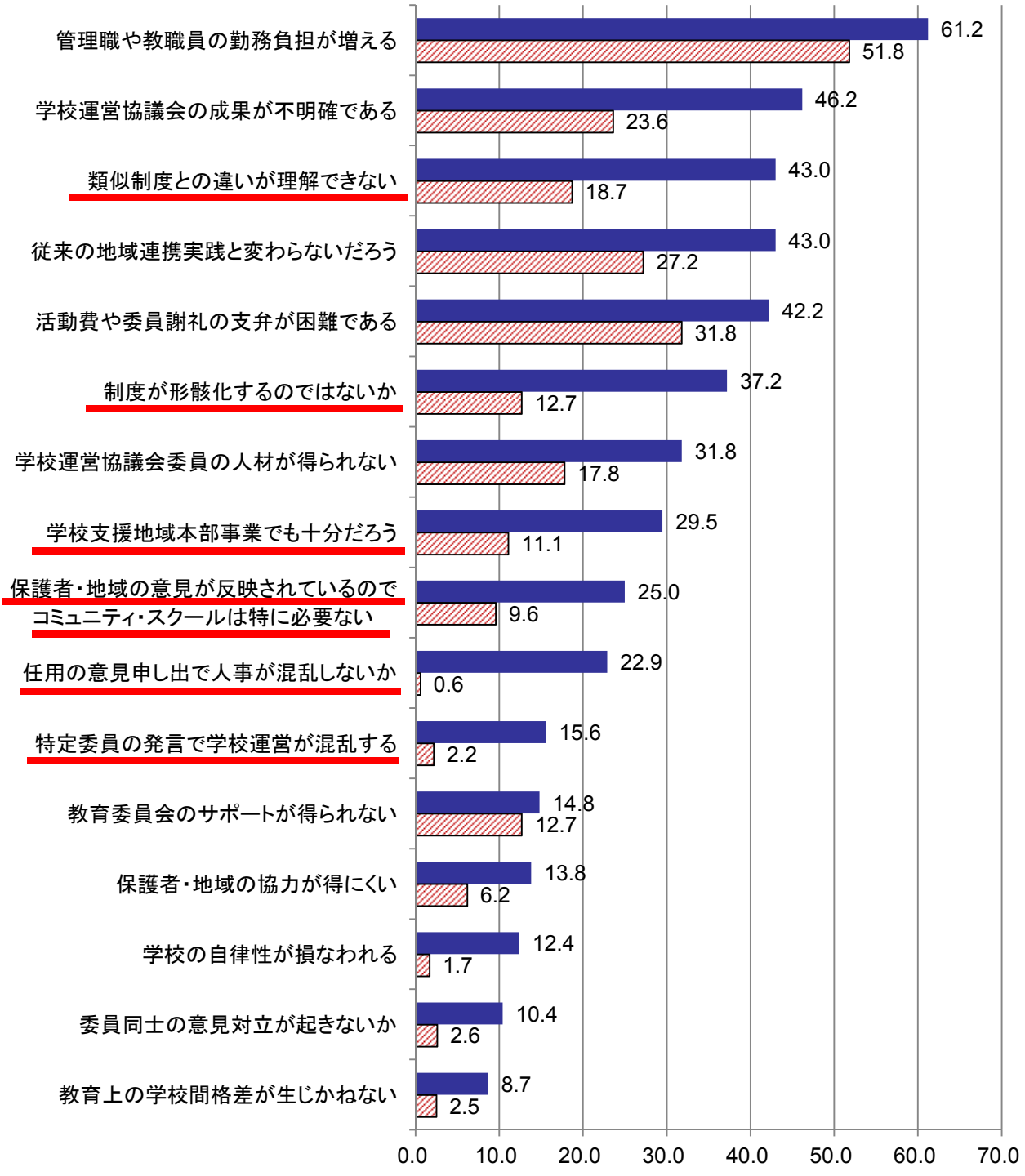

コミュニティ・スクール未指定の理由（教育委員会調査）

※グラフ中の数値は回答数。
5未満は数値を記載していない。

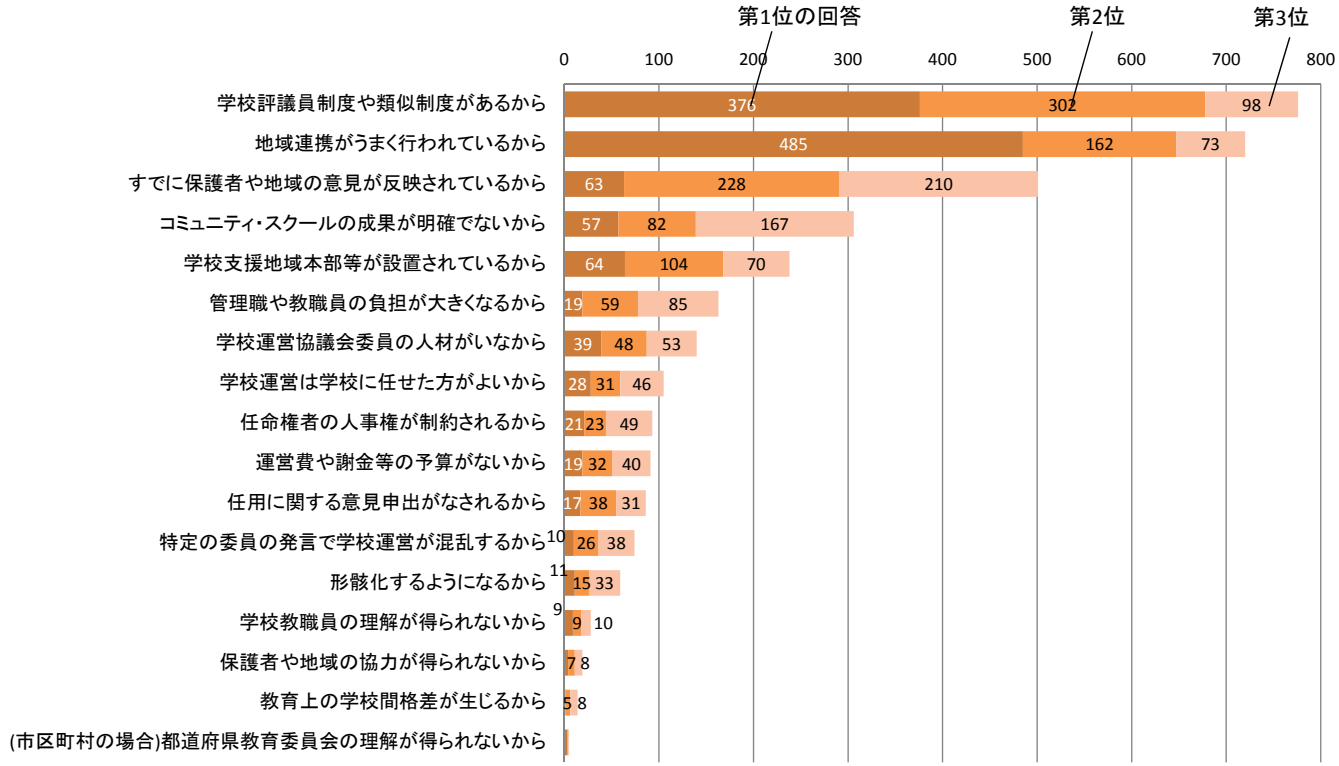

出典「コミュニティ・スクールの実態と教育委員会の意識に関する調査」（平成27年度文部科学省委託調査）

コミュニティ・スクール未指定校の現状認識（校長意識調査）

※数値は回答の割合。
（とても当てはまる、少し当てはまるの合計）

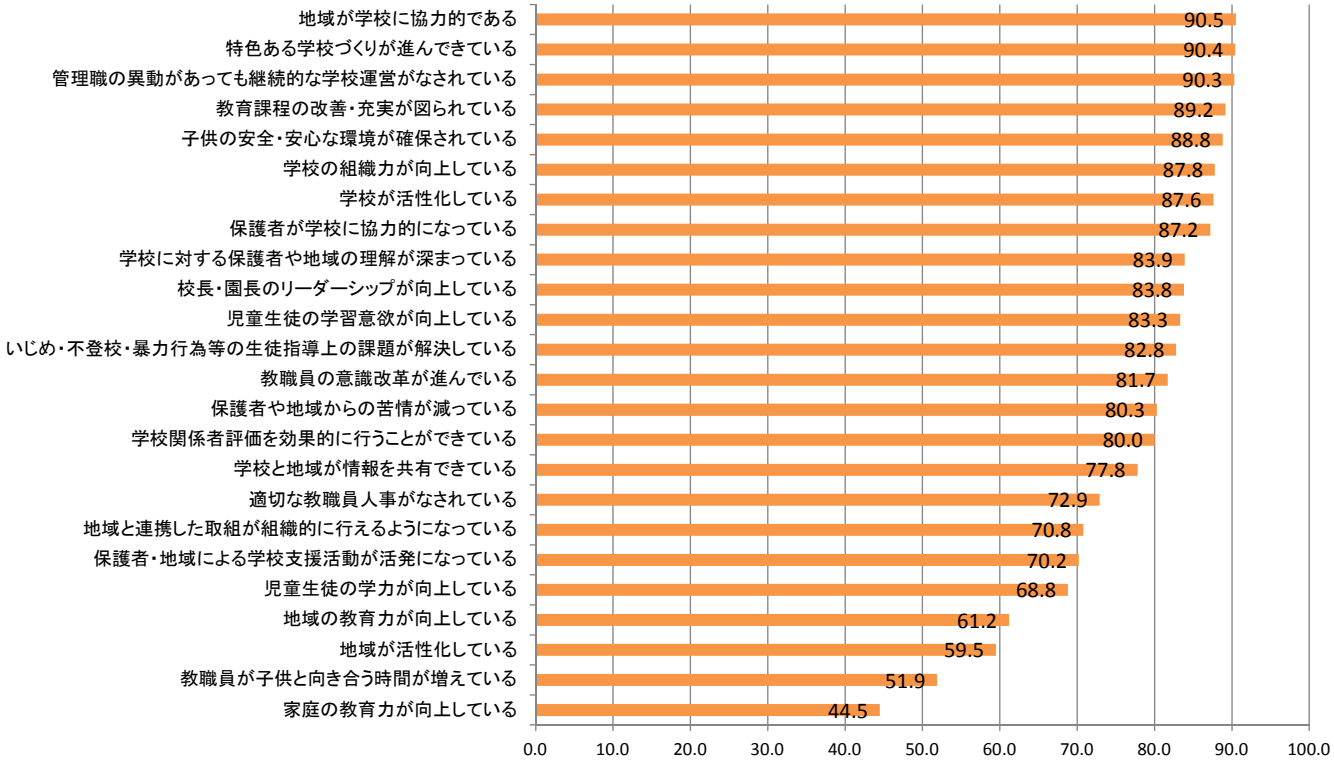

出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」（平成27年度文部科学省委託調査）

学校運営協議会の制度上の機能の意義と成果について

※「コミュニティ・スクールを核とした地域とともにある学校づくりの一層の推進に向けて」（平成27年3月　コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議）より

機能① 校長が作成する学校運営の基本方針の承認

【意義】

■ 学校と家庭・地域の三者において育てたい子供像や目指す学校像を共有し、三者が協働して教育の充実に取り組むための目的意識や当事者意識の向上につながる

■ 地域の人々や保護者等の意向を反映するという観点から重要な意義を持つ

【成果】

◎ 計画の段階から地域の人々や保護者等の参画を得た学校運営ができる

◎ 地域が学校に対して肯定的に見るようになる

◎ 校長の異動があっても継続的な学校運営が図られる

◎ 説明責任の意識が定着した

機能② 学校運営に関する意見の申出

【意義】

■ 学校の教育活動に対し様々な角度や多様な見方からの意見をもらうことで、教育活動や地域連携に関する点検や見直しを図ることができる

■ 教職員や保護者・地域の人々のコミュニティ・スクールに対する意識づくりにつながる

【成果】

◎ 教職員の学校運営への改善意識が高まる

◎ 改善に向けて地域の人々等が学校を支援する取組につながっている

◎ 風通しのよい学校運営、学校・家庭・地域の信頼関係の構築につながっている

機能③ 教職員の任用に関する意見の申出

【意義】

■ 学校運営の基本方針を踏まえて、実現しようとする教育目標・内容等にかなった教職員の配置を得ることが必要であるとの趣旨から、教職員の任用についても地域の人々や保護者等の意向が任命権者に直接的に反映されるようにする

■ 地域に開かれ信頼される学校の実現の観点から意義がある

【成果】

◎ 地域の課題解決や教育の充実のために校内体制の整備充実を図る観点での意見が述べられており、学校にとって応援となる存在になっている（例：地域との連携による学校づくりにマネジメント力を発揮する校長の留任、社会教育主事有資格者の教員の配置、ミドルリーダーの強化）

◎ 学校運営協議会の思いが教育委員会に伝わり、教育委員会との協働が進みやすい

学校運営協議会の権限の意義についての認識（校長意識調査）

○ 基本方針の承認の意義

※グラフ中の数値は回答数。
50未満は数値を記載していない。

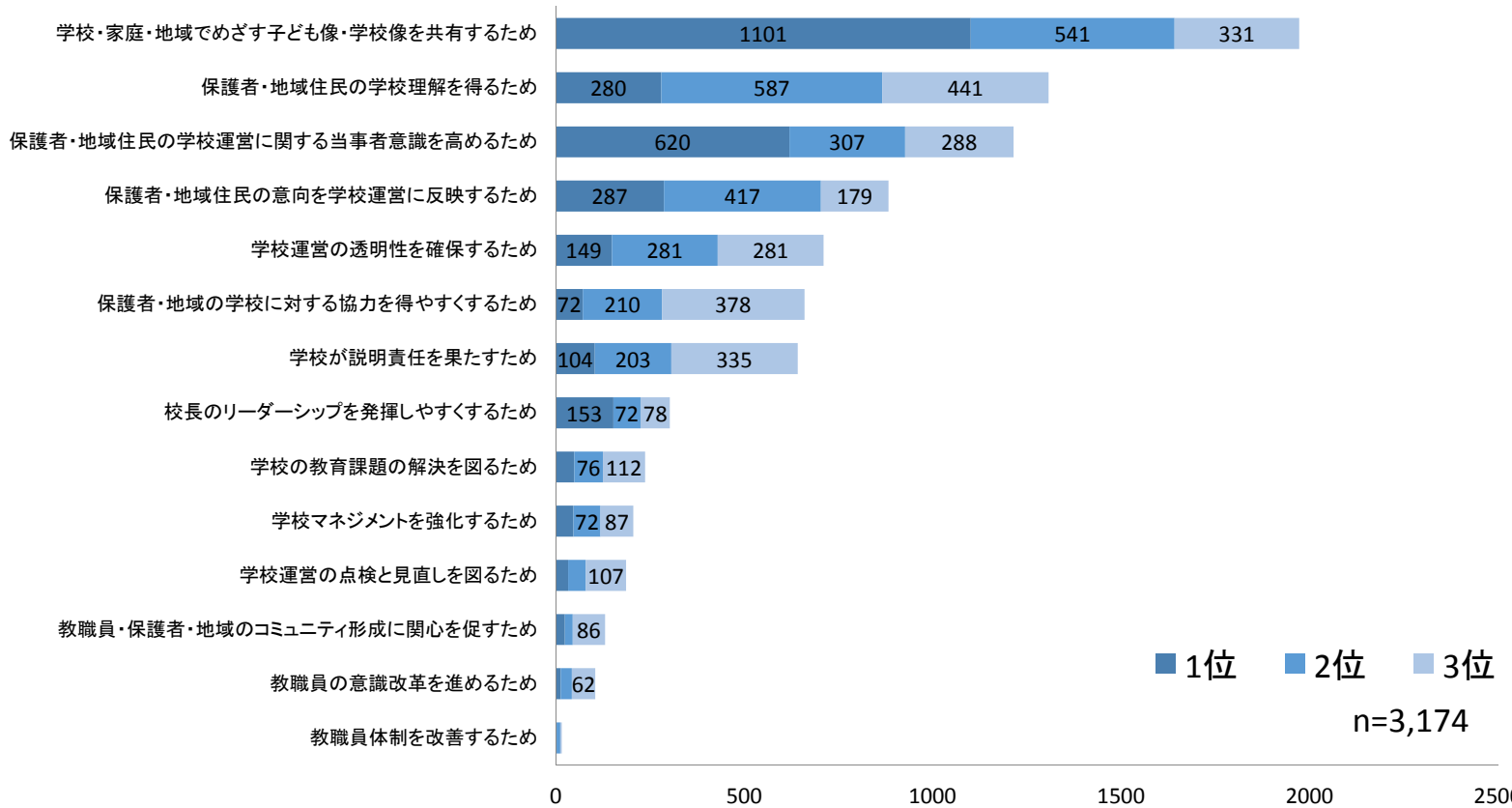

出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」（平成27年度文部科学省委託調査）

学校運営協議会の権限についての認識（校長意識調査）

※　グラフ中の数値は回答割合。

○　学校運営協議会に与えられている権限のうち、特に大切だと考えるもの

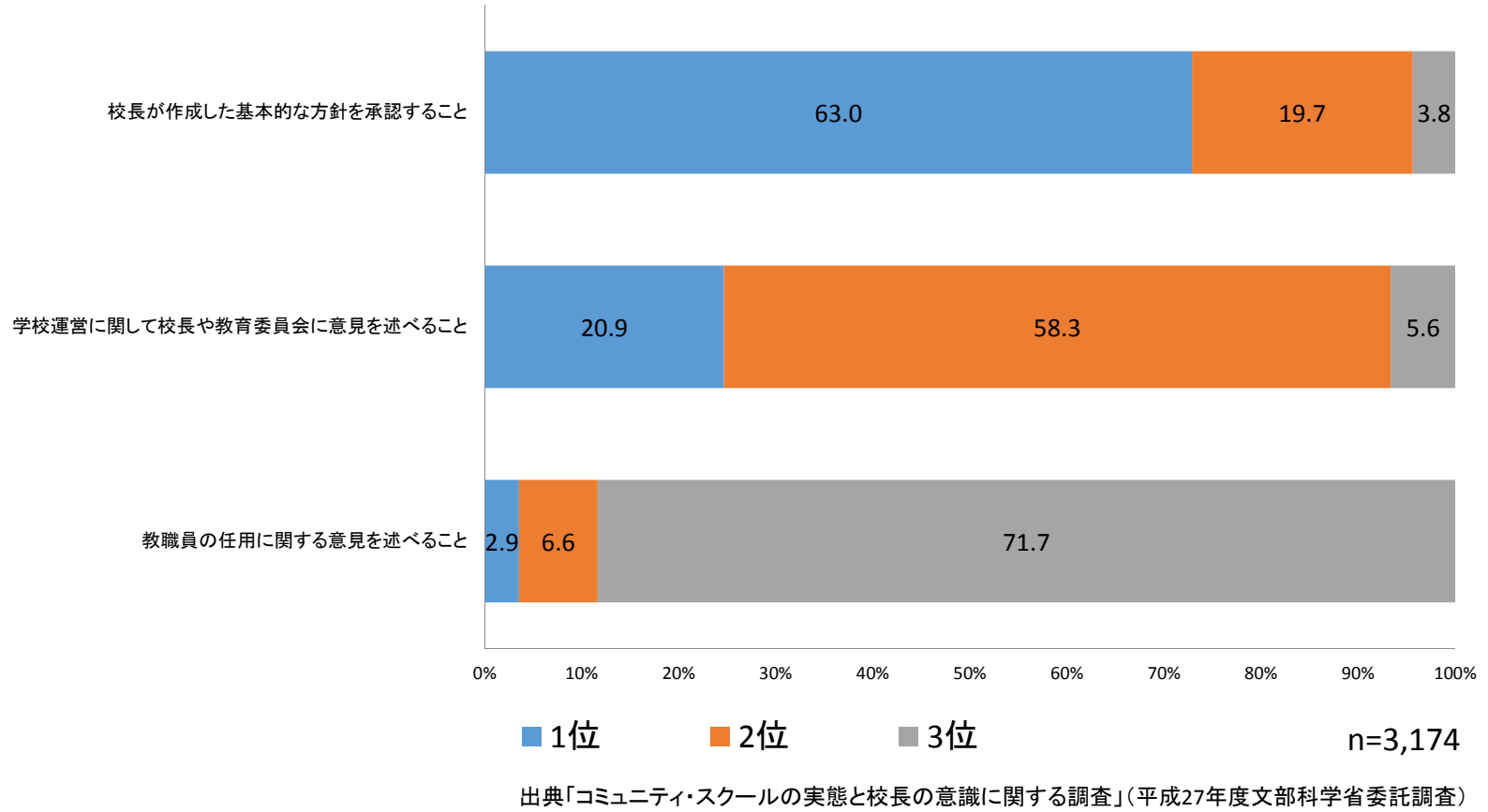

出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」（平成27年度文部科学省委託調査）

学校運営協議会の権限の意義についての認識（校長意識調査）

○　学校運営に関する教育委員会に対する意見の意義

※グラフ中の数値は回答数。
50未満は数値を記載していない。

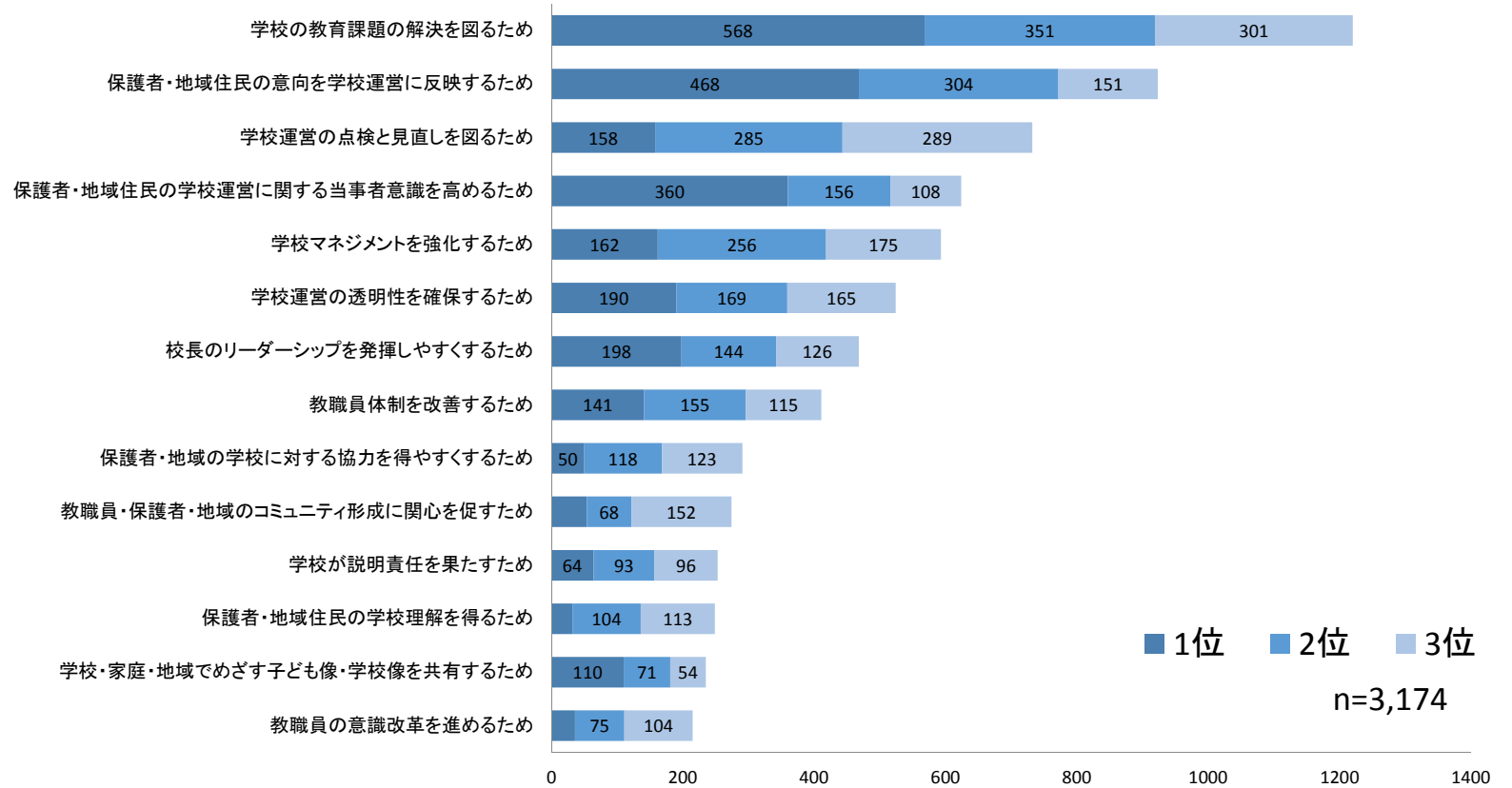

出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」（平成27年度文部科学省委託調査）

学校運営協議会の権限の意義についての認識（校長意識調査）

○ 学校運営に関する校長に対する意見の意義

※グラフ中の数値は回答数。
50未満は数値を記載していない。

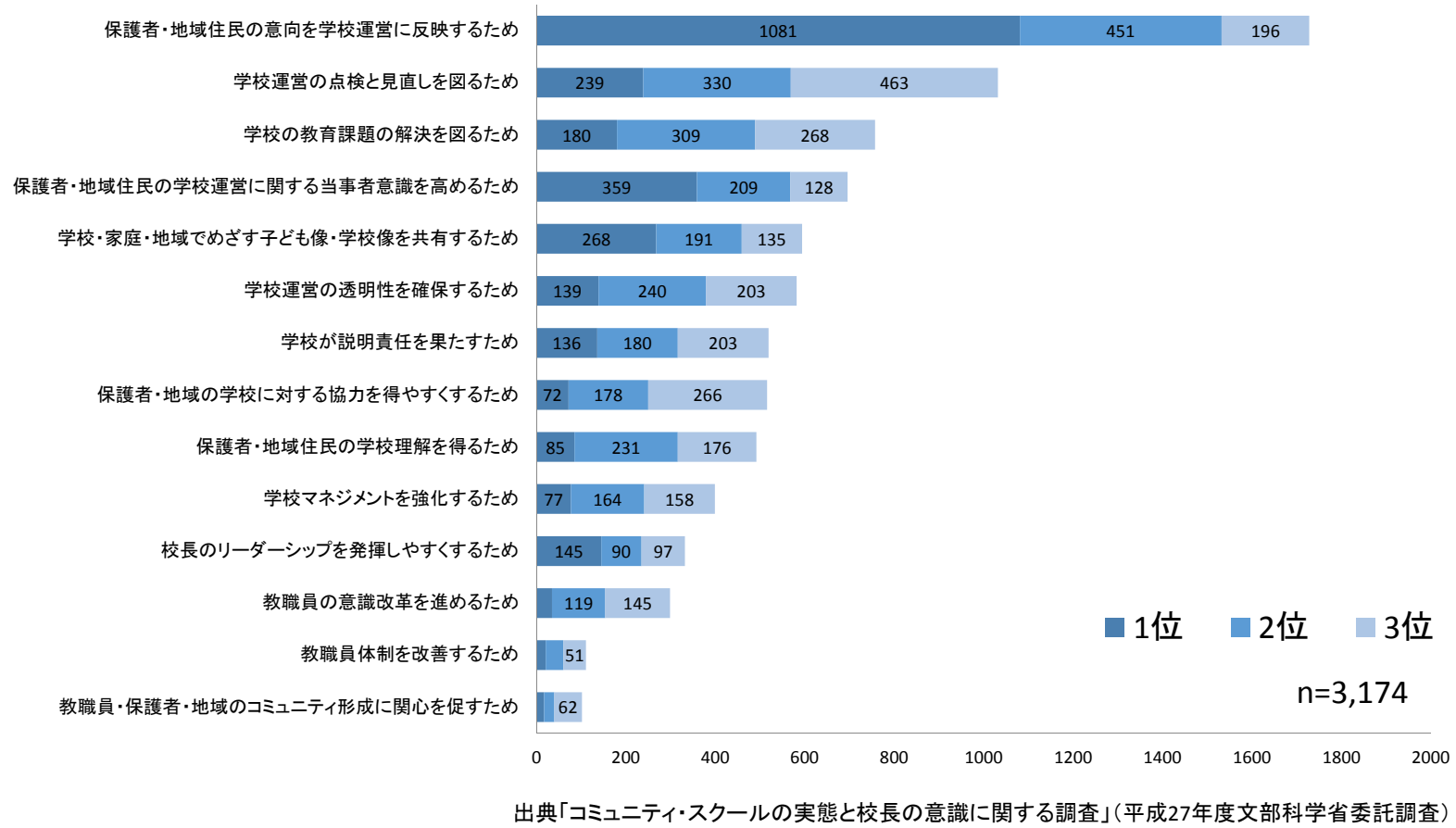

出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」（平成27年度文部科学省委託調査）

学校運営協議会の権限の意義についての認識（校長意識調査）

○ 教職員の任用に関する意見の意義

※グラフ中の数値は回答数。
50未満は数値を記載していない。

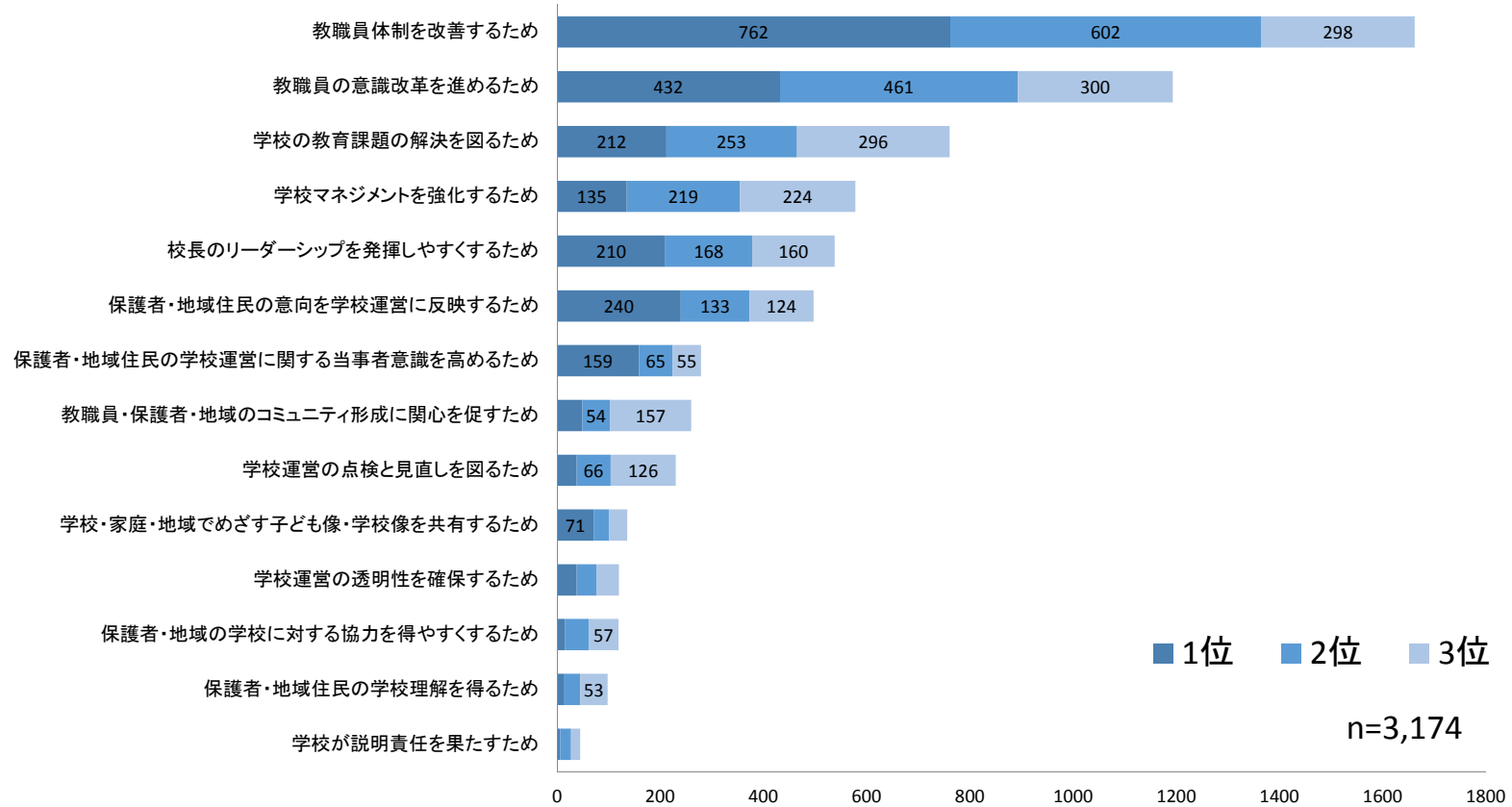

出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」（平成27年度文部科学省委託調査）

文部科学省委託調査研究結果

教職員の任用に関する意見の実態

教職員の任用に関する意見があったコミュニティ・スクールは全体の約１６％

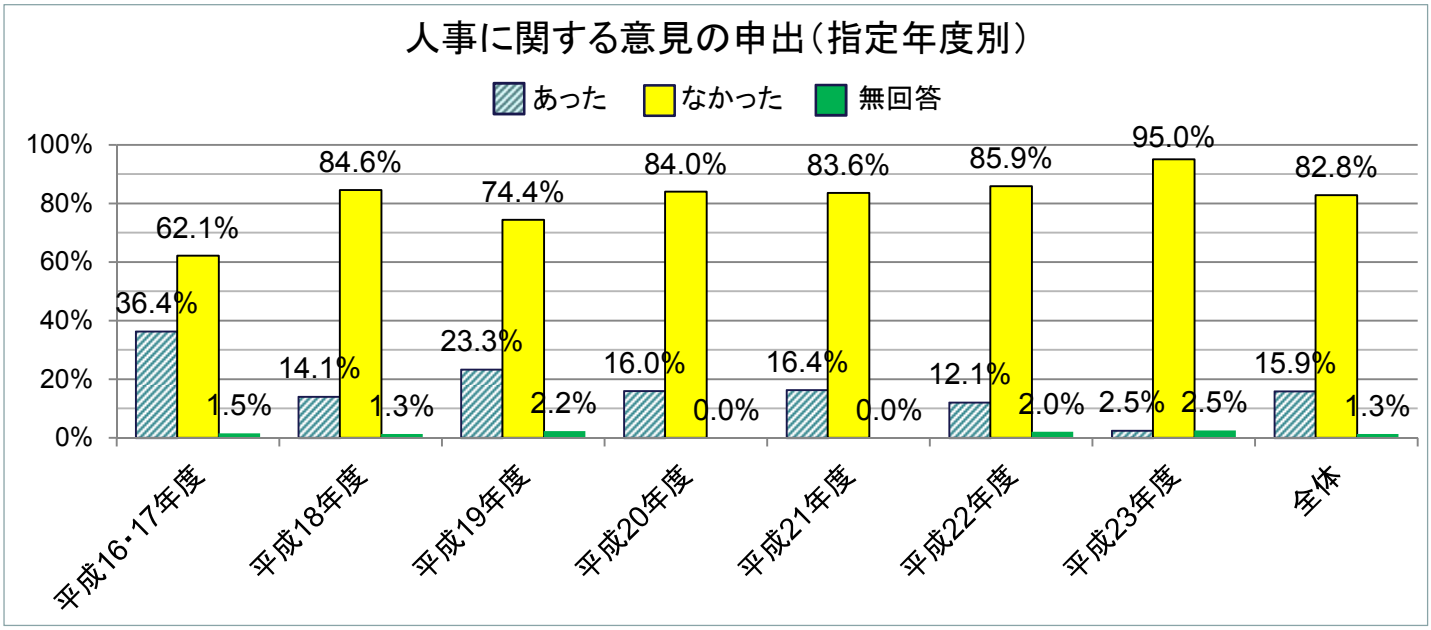

「コミュニティ・スクールの推進に関する教育委員会及び学校における取組の成果検証に係る調査研究報告書」
（平成26年3月、日本大学文理学部）より

教職員の任用に関する意見は、教員人事に関する一般的要望が６割を超える。

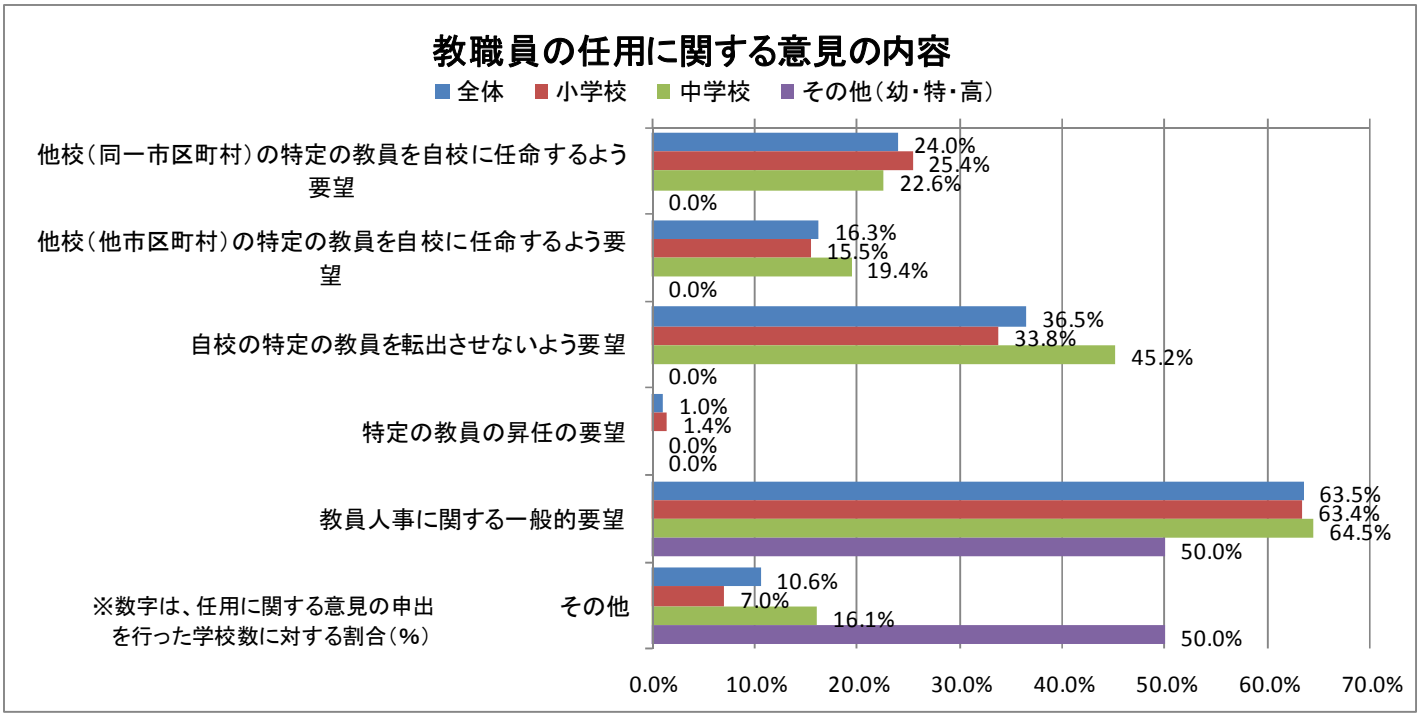

例１）地域との連携による学校づくりにマネジメント力を発揮する校長の留任を要望し、実現。
例２）ミドルリーダーを強化したいという意見を提出し、がおおむね実現。
例３）社会教育主事資格を有する教員の配置を要望し、実現。

「コミュニティ・スクールの推進に関する教育委員会及び学校における取組の成果検証に係る調査研究報告書」
（平成26年3月、日本大学文理学部）より

文部科学省委託調査研究結果

学校運営協議会法定外（権限外）活動　【23年度調査】

○学校支援活動を実施している割合が約７割、学校評価を実施している割合が約８割

小学校

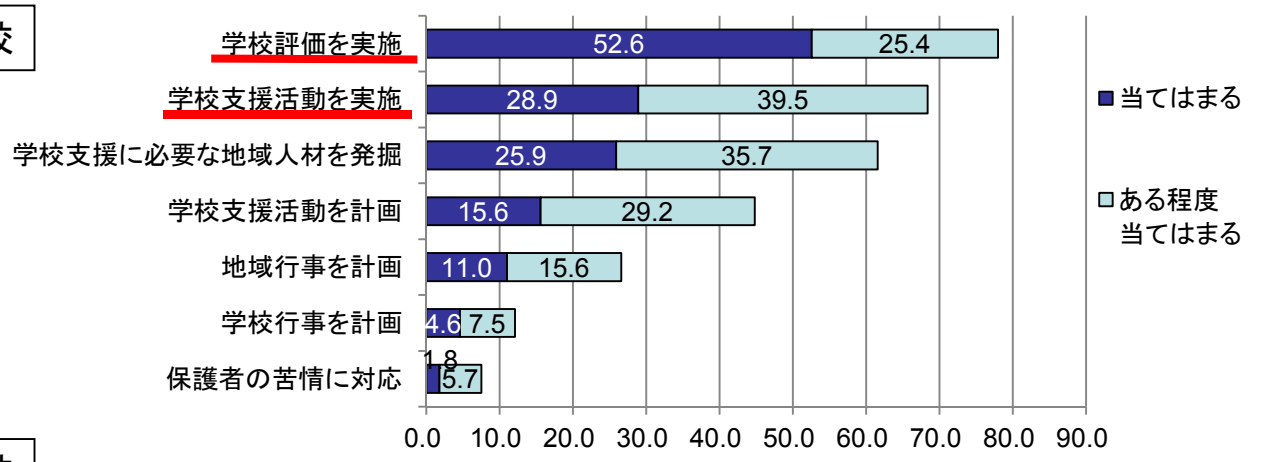

中学校

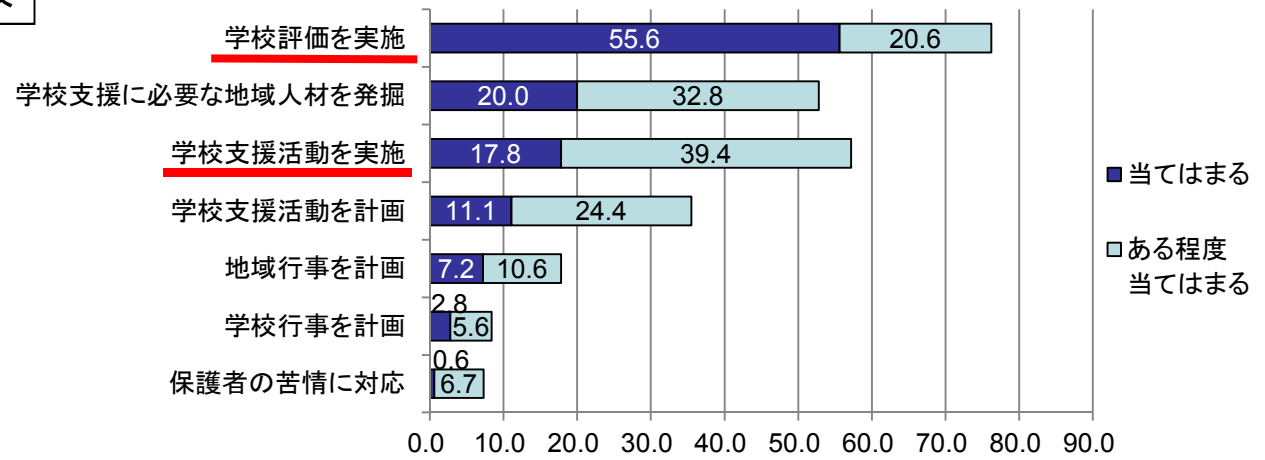

学校運営協議会法定外（権限外）活動と成果認識の関係性　【23年度調査】

○学校支援活動と成果認識は有意な関係がある

	権限外活動 / 成果認識項目	学校支援活動を実施	保護者の苦情に対応	学校評価を実施	地域行事を計画	学校行事を計画
学校運営の改善	学校関係者評価が効果的に実施	◎		◎		○
	学校が活性化	◎				◎
児童生徒の変容	児童生徒の学習意欲向上	◎	△		◎	△
	生徒指導の課題解決	◎	△		◎	
教職員の変容	教職員の意識改革	◎	△			△
	教職員の子どもと向き合う時間の増加	◎	△			
保護者・地域連携の変容	学校に対する保護者や地域の理解の深まり	◎				
	保護者や地域からの苦情が減少	◎	△		○	
学校外の変容	地域教育力が向上	◎	△	△	○	◎
	家庭の教育力が向上	◎	△		○	○

注:◎＝強い有意な関係あり(p<0.01)、○=有意な関係あり(p<0.05)、△＝ある程度関係有り(数値差約10ポイント以上)

学校運営協議会が学校支援に関わることによる成果（校長意識調査）

※　とても当てはまる、少し当てはまるの合計。

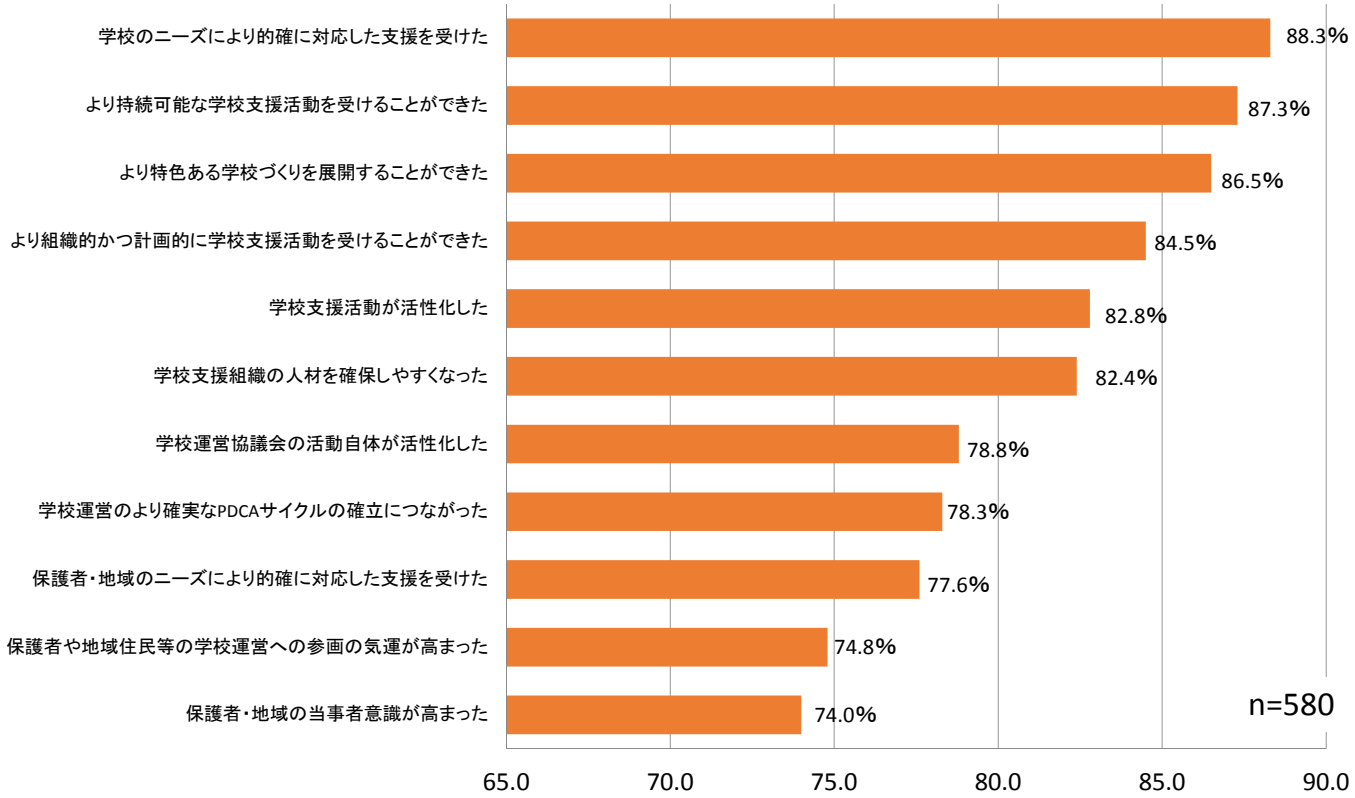

出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」（平成27年度文部科学省委託調査）

学校評議員制度への考え方

【出典】平成25年度文部科学省委託調査研究
＜調査対象＞計1,201校
・コミュニティ・スクール（CS）実践研究の指定を受けた学校のうちCS指定校(校長)　434校(人)　※1
・上記のうちCS未指定校(校長)　135校(人)
・※1に該当しないコミュニティ・スクール(平成22年度～25年度)(校長)　632校(人)
＜調査実施時期＞平成25年10月～11月
＜調査方法＞郵送法(校長宛の郵送による発送と回収)
＜回収数＞760票（回収率　63.3%）

○学校評議員では保護者・地域の意見を十分に反映できない

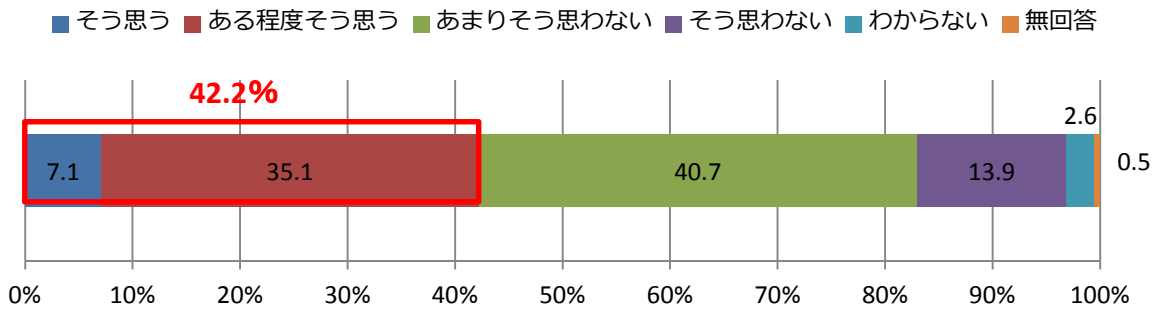

○学校評議員と学校運営協議会を併置する必要はない

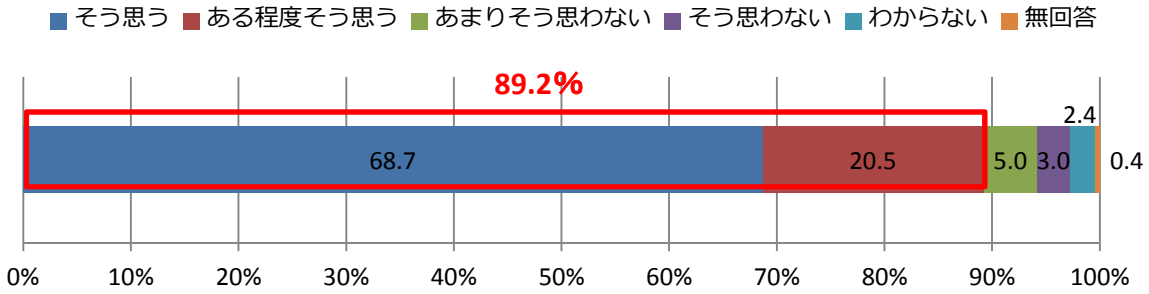

○学校評議員制度は形骸化している

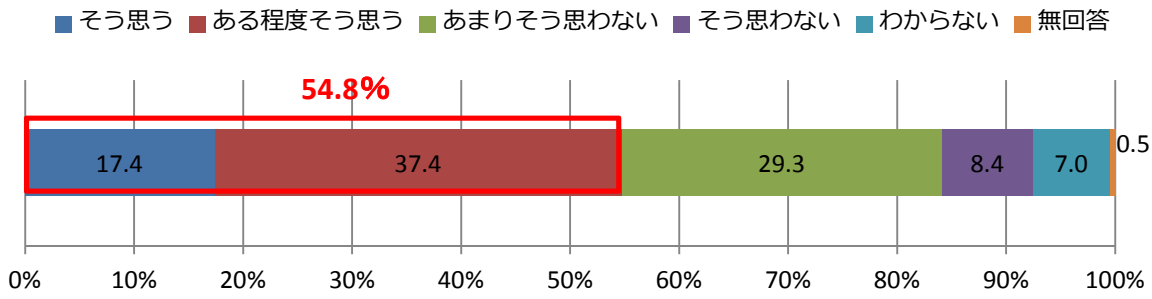

コミュニティ・スクールにおける学校評議員・類似制度の設置状況（校長意識調査）

※　数値は回答の割合。

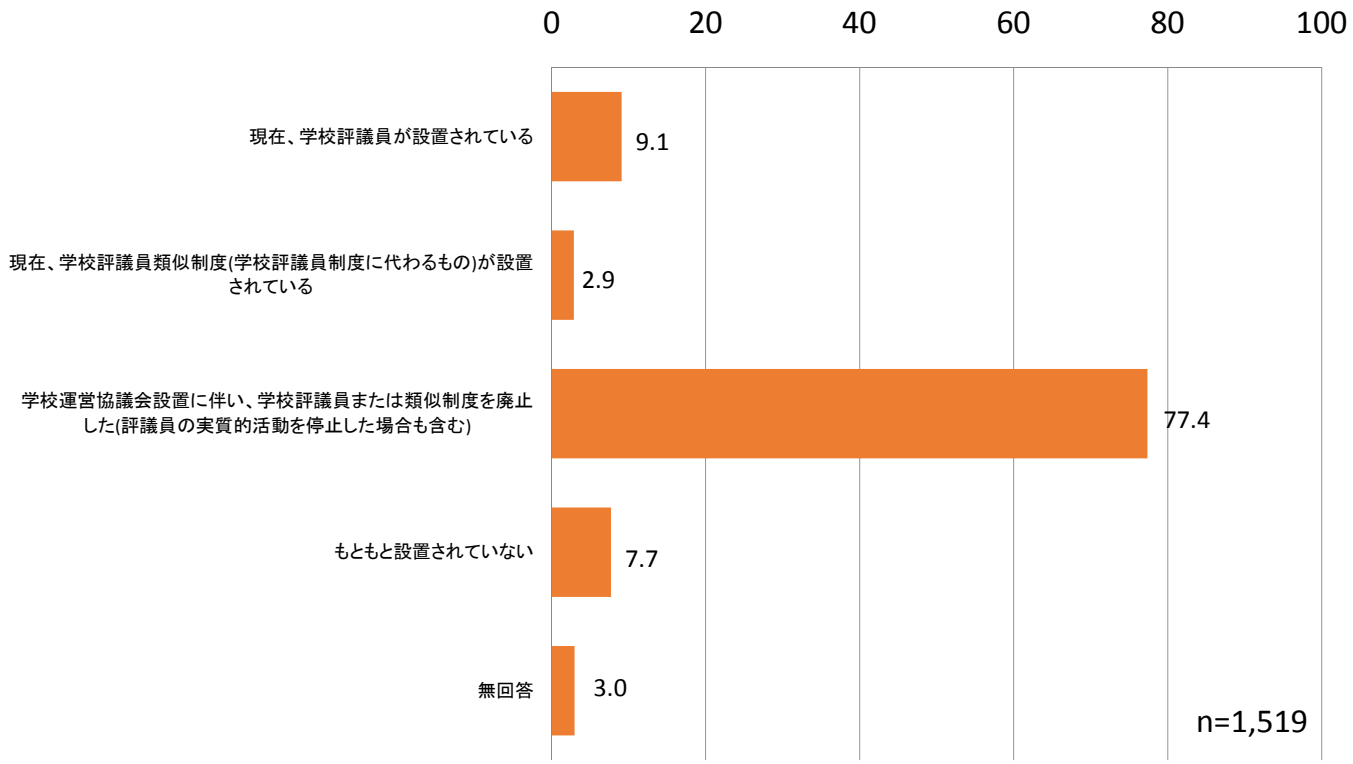

出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」（平成27年度文部科学省委託調査）

学校評議員・類似制度から学校運営協議会への移行に際する委員の任命状況（校長意識調査）

※　数値は回答の割合。

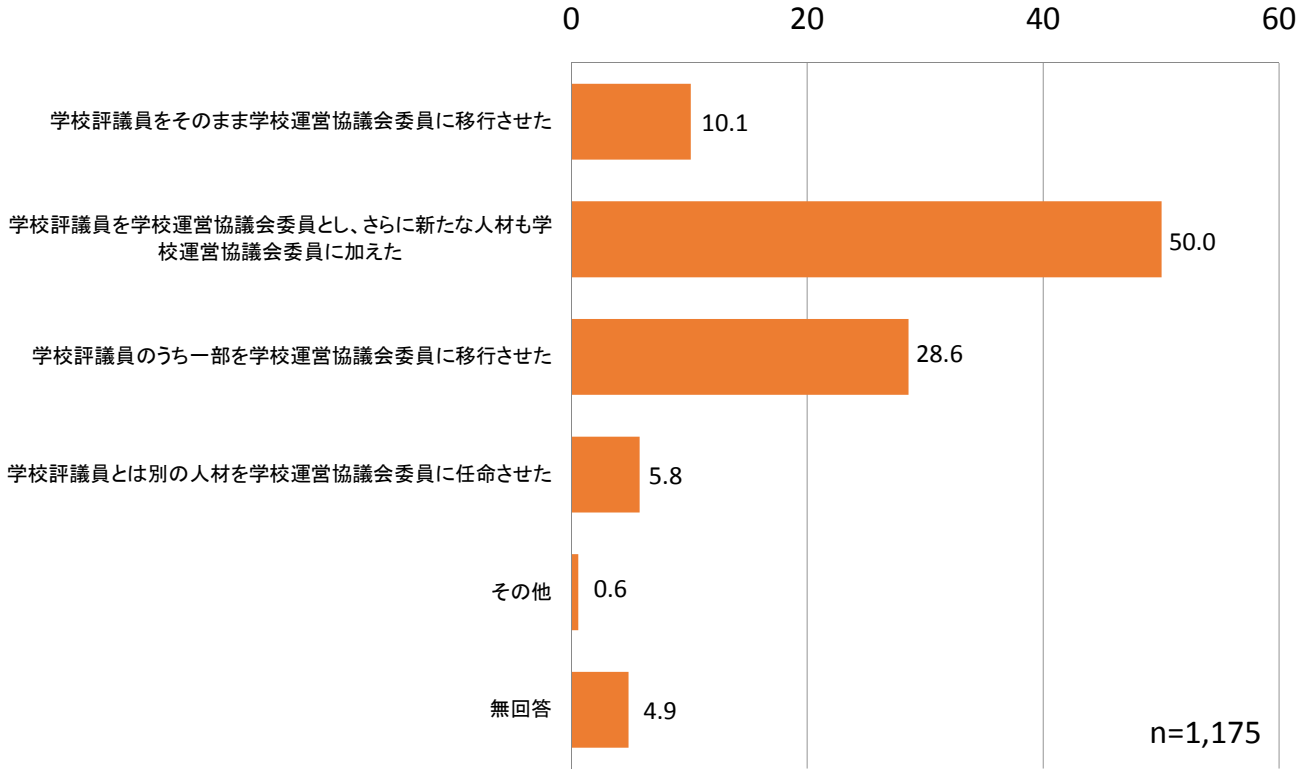

出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」（平成27年度文部科学省委託調査）

学校評議員・類似制度から学校運営協議会への移行による成果・効果等の状況（校長意識調査）

※　数値は回答の割合。
　　とても当てはまる、少し当てはまるの合計。

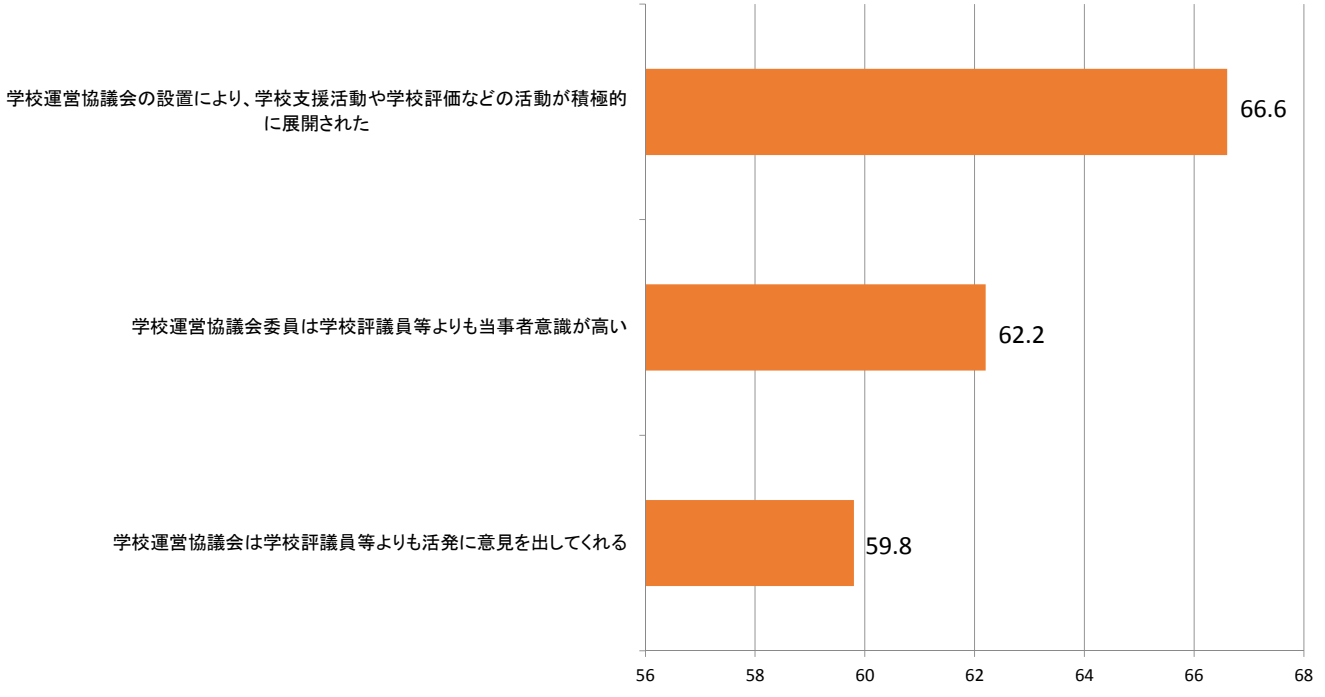

n=1,474

出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」（平成27年度文部科学省委託調査）

公立小・中学校における
地域住民による学校運営・学校教育活動への参画等の状況

コミュニティ・スクール※1の増加だけでなく、地域住民や保護者等が学校運営や教育活動について協議し意見を述べる取組を行っている学校が増えています。なお、このような場は全国の公立小・中学校の5,135校（17.1%）（平成27年4月1日現在）へと広がり、この3年間で約2,000校増えています。

学校運営に参画する会議体を置く公立小・中学校

①コミュニティ・スクール　**2,271校※2（7.6%※3）**

②校長の作成する学校運営の基本方針を承認し、主体的に学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体がある

2,708校（9.0%）

③校長の求めに応じた意見聴取にとどまらず、主体的に学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体がある

4,309校（14.4%）

④学校運営協議会（コミュニティ・スクール）をはじめ、学校ごと又は中学校区単位ごとに地域住民や保護者等が学校運営や教育活動について協議し意見を述べる会議体がある（その会議体は、教育委員会の規則や教育委員会が定める規定等に基づき学校が作成する要綱等により設置）

（例）一貫・連携推進協議会、学校支援地域教育協議会　等

5,135校（17.1%）

※1）地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の５の規定に基づく学校運営協議会がある学校
※2）コミュニティ・スクールに指定されている2,389校のうちの公立小・中学校数
※3）母数は、平成26年5月1日現在の公立小・中学校数

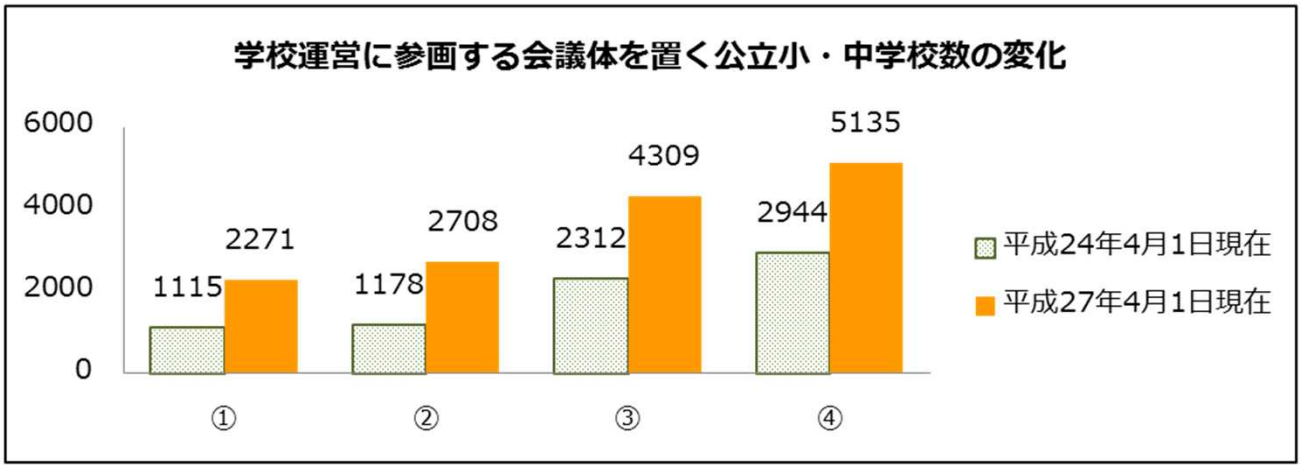

「学校運営に参画する会議体を置く公立小・中学校」において学校運営協議会へ移行しない理由

	②校長の作成する学校運営の基本方針を承認し、主体的に学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体がある	③校長の求めに応じた意見聴取にとどまらず、主体的に学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体がある	④学校運営協議会をはじめ、学校ごと又は中学校区単位ごとに地域住民や保護者等が学校運営や教育活動について協議し意見を述べる会議体がある	
自治体数	19	92	59	170
①管理職や教職員の勤務負担が増える。	0 (0.0%)	5 (5.4%)	4 (6.8%)	9 (5.3%)
②学校運営協議会の成果が不明確である。	3 (15.8%)	5 (5.4%)	0 (0.0%)	8 (4.7%)
③類似制度との違いが理解できない。	2 (10.5%)	6 (6.5%)	1 (1.7%)	9 (5.3%)
④従来の地域連携実践で十分だろう。	1 (5.3%)	24 (26.1%)	18 (30.5%)	43 (25.3%)
⑤保護者・地域の意見が反映されているのでコミュニティ・スクールは特に必要ない。	7 (36.8%)	23 (25.0%)	23 (39.0%)	53 (31.2%)
⑥任用の意見申出で人事が混乱しないか。	4 (21.1%)	16 (17.4%)	7 (11.9%)	27 (15.9%)
⑦承認の手続により学校の自律性が損なわれる。	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
⑧学校運営協議会への移行を検討中。	2 (10.5%)	14 (15.2%)	7 (11.9%)	23 (13.5%)

（複数の理由を挙げている自治体、理由を挙げていない自治体を含む。）

地教行法第四十七条の五の規定によらず自治体が取り組む学校と地域の連携組織（参考）

	規則や要項の制定	会議体の名称	委員の任命等	主な役割
国	市町村教委が規則で制定	学校運営協議会	市町村教委が任命	①校長の運営方針の承認（必須） ②学校運営に関する意見（任意） ③教職員の任用に関する意見（任意）

自治体名	規則や要項の制定	会議体の名称	委員の任命等	学校運営協議会の主な役割の有無			権限や役割等
				①	②	③	
長野県	―	運営委員会	―	―	○	―	･学校運営へ参画（児童生徒の将来のあるべき姿、学校の課題等学校運営についての話し合い） ･学校支援ボランティアによる支援活動の推進 ･学校関係者評価の実施
福井県	県が事業として実施要項で定めており、全ての市町村で開設	地域･学校協議会	学校長が推薦し、設置者が委嘱	―	○	―	･具体的な学校運営に関する協議（教育目標、運営方針、教育課程の編成等、教育内容、行事等、特色ある学校づくり、地域人材の活用） ･学校評価に関する協議 ･地域の行事や活動への児童生徒･教職員の参加に関する協議 ･子供の安全や居場所づくりに関する協議 ･家庭や地域全体の教育に関する協議 ･異校種間（幼･小･中･高）の連携に関する協議
長崎県	―	学校支援会議	―	―	○	―	1．地域で育む子ども像（子どもへのメッセージ）の策定及び実現に向けた地域ぐるみの健全育成活動 2．学校･家庭･地域の課題の共有及び解決に向けた様々な活動 3．学校支援ボランティアによる学習支援、体験活動支援、課外活動支 4．家庭や地域の教育力を高めるための講演会や研修活動 5．上記の活動を通じた活力ある地域づくり
熊本県	各学校が実態により要綱等を作成	学校地域づくり協議会	各校で依頼	―	○	―	･学校運営方針の周知と共有 ･学校の課題や情報等の共有 ･課題解決に向けた協議
青森県 八戸市	市教委が規則で制定･認定	地域学校連携協議会	学校長が推薦し、設置者が委嘱	―	○	―	･学校運営に対する意見･要望 ･運営への地域住民等の理解、協力、参加等の促進協力 ･地域学校連携協議会から地域住民等に対する情報提供 ･学校関係者評価 ･教育活動についての児童生徒からの意見聴取
栃木県 宇都宮市	学校管理規則に明記するとともに、事業として実施要綱で定める	魅力ある学校づくり地域協議会	―	―	○	―	･学校経営方針への意見（学校管理規則に明記） ･学校関係者評価への参画（学校管理規則に明記） ･学校支援ボランティアのコーディネート ･児童生徒の健全育成･安全確保 ･家庭教育講座･地域教育フォーラム等の開催
愛知県 豊川市	市教委が規則を制定	学校運営協議会	校長が推薦し、市教委が委嘱	○	○	―	･校長の運営方針の承認（必須） ･学校運営に関する意見（できる） ･学校関係者評価の実施
三重県 四日市市	市教委が運営要綱を制定	運営協議会	学校長が推薦し、市教委が委嘱･任命	○	○	―	･校長の運営方針の承認 ･学校運営･教育活動の充実についての協議 ･学校支援の在り方についての協議、組織体制の整備 ･教職員の構成についての意見

コミュニティ・スクール指定を行わない理由（教育委員会調査）

※グラフ中の数値は回答数。
5未満は数値を記載していない。

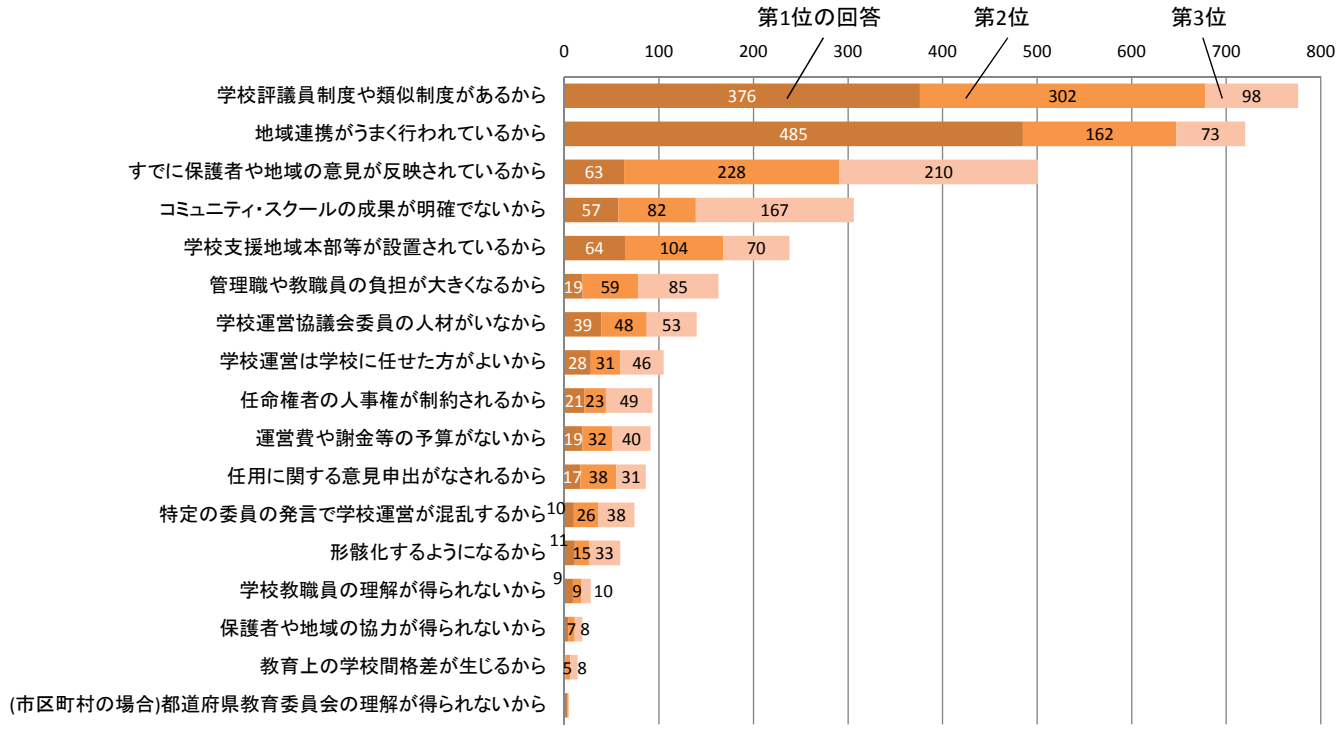

出典「コミュニティ・スクールの実態と教育委員会の意識に関する調査」（平成27年度文部科学省委託調査）

コミュニティ・スクール指定を行わない理由 ～自治体規模別の傾向～（教育委員会調査）

	町村（N=642）	その他の市（N=543）	中核市（N=34）	政令市・特別区（N=27）
学校評議員制度や類似制度があるから	57.3	66.3	79.4	77.8
地域連携がうまく行われているから	60.1	56.9	38.2	44.4
すでに保護者や地域の意見が反映されているから	42.8	37.2	38.2	40.7
コミュニティ・スクールの成果が明確でないから	26.2	23.0	23.5	18.5
学校支援地域本部等が設置されているから	17.1	20.6	20.6	33.3
管理職や教職員の負担が大きくなるから	14.0	11.6	14.7	18.5
学校運営協議会委員の人材がいないから	14.6	7.6	11.8	3.7
学校運営は学校に任せた方がよいから	11.2	5.5	5.9	3.7
任命権者の人事権が制約されるから	5.8	9.0	8.8	14.8
運営費や謝金等の予算がないから	5.6	9.6	5.9	3.7
任用に関する意見申出がなされるから	4.0	9.8	5.9	18.5
特定の委員の発言で学校運営が混乱するから	4.8	7.4	2.9	7.4
形骸化するようになるから	7.2	2.2	2.9	0.0
学校教職員の理解が得られないから	3.0	1.7	0.0	0.0
保護者や地域の協力が得られないから	1.6	1.7	0.0	0.0
教育上の学校間格差が生じるから	0.5	2.0	0.0	0.0
都道府県教育委員会の理解が得られないから	0.5	0.4	0.0	0.0

5ポイント以上差があった項目については、最高値を赤、最低値を青で網掛けした

複数校まとめた学校運営協議会を設置できるようにすることを希望する割合（校長意識調査）

※「複数校まとめた学校運営協議会を設置できるようにする」、「校長一人配置の小中一貫教育公などの場合、複数校まとめた学校運営協議会を設置できるようにする」ことを希望する校長の割合の合計

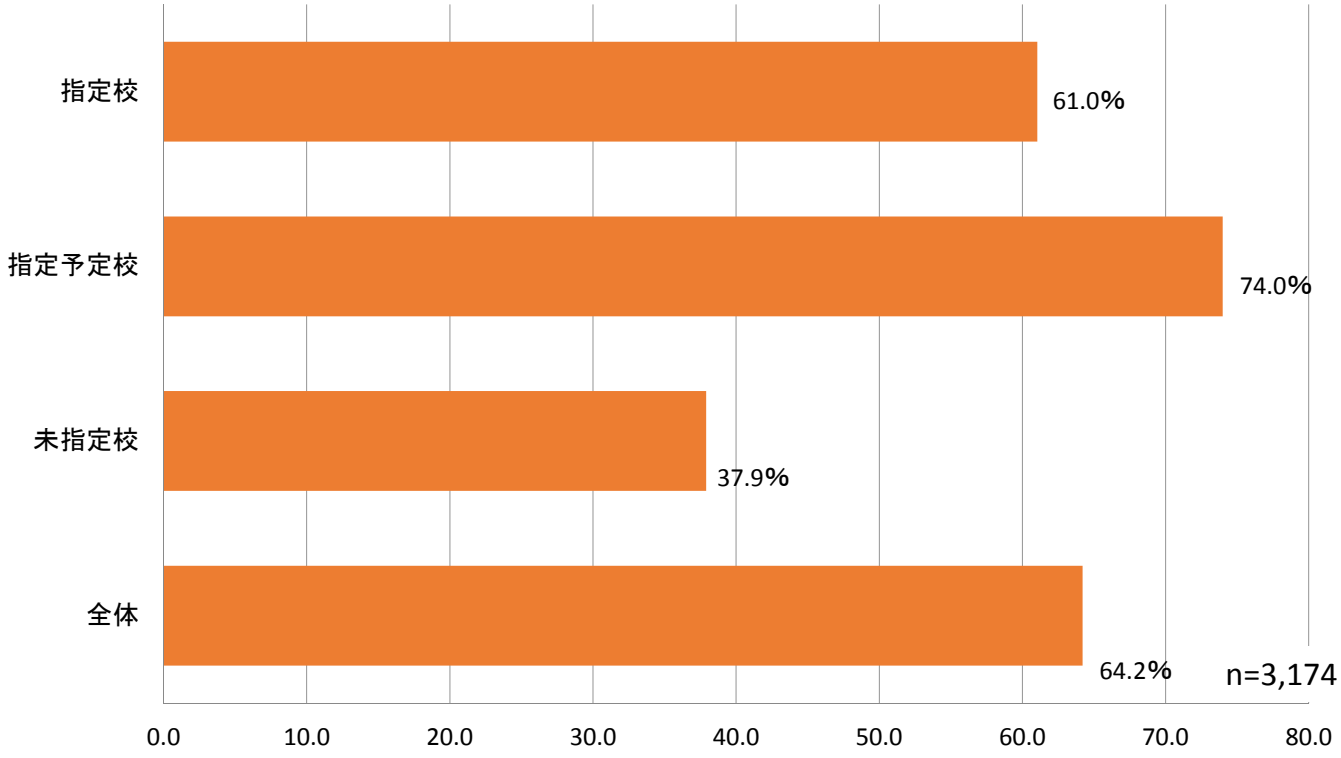

出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」（平成27年度文部科学省委託調査）

複数校まとめた学校運営協議会を設置できるようにすることを希望する割合　～自治体規模別の傾向～（校長意識調査）

自治体規模		学校単位ではなく複数校まとめた学校運営協議会を設置できるようにすることが望ましい	校長一人配置の小中一貫教育校などの場合に限って、複数まとめた学校運営協議会を設置できるようにするのが望ましい	現行通りに、単位学校に設置することが望ましい
都道府県立	度数	5	3	3
	割合	45.50%	27.30%	27.30%
区	度数	30	52	61
	割合	21.00%	36.40%	42.70%
市	度数	864	794	784
	割合	35.40%	32.50%	32.10%
町	度数	133	120	124
	割合	35.30%	31.80%	32.90%
村	度数	23	14	12
	割合	46.90%	28.60%	24.50%
合計	度数	1055	983	984
	割合	34.90%	32.50%	32.60%

n=3,174

出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」（平成27年度文部科学省委託調査）

複数校まとめた学校運営協議会を設置できるようにすることを希望する割合　～学校規模別の傾向～（校長意識調査）

学級規模		学校単位ではなく複数校まとめた学校運営協議会を設置できるようにすることが望ましい	校長一人配置の小中一貫教育校などの場合に限って、複数まとめた学校運営協議会を設置できるようにするのが望ましい	現行通りに、単位学校に設置することが望ましい
1～5学級	**度数**	195	159	139
	割合	37.50%	30.60%	26.70%
6～12学級	**度数**	508	438	466
	割合	34.50%	29.70%	31.60%
13～18学級	**度数**	220	231	218
	割合	31.20%	32.70%	30.90%
19～24学級	**度数**	98	110	109
	割合	29.00%	32.50%	32.20%
25学級以上	**度数**	33	38	52
	割合	25.80%	29.70%	40.60%
合計	**度数**	1054	976	984
	割合	33.30%	30.80%	31.10%

n=3,174

出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」（平成27年度文部科学省委託調査）

幼稚園・高等学校・特別支援学校のコミュニティ・スクール指定校について

校種	幼稚園		高等学校		特別支援学校	
指定校数 H27.4.1 現在	９５		１３		１０	
	町･村立	市立	町・市立	都道府県立	町・市立	都道府県立
	5	９０	5	8	１０	0

【幼稚園】

幼稚園名	京都市立中京もえぎ幼稚園	岡山市立福田幼稚園
ＣＳの特徴	・地域の資源や人材を活用 ・３つのプロジェクト（親子の育ち・教育研究・伝統文化）による地域との連携	・幼小中全体で共通の取組を実施 ・地域の人々と園児との交流する場の充実
指定日	平成 18 年 2 月 25 日	平成 19 年 7 月 31 日
園児数	157 名	100 名
委員構成	・委員長 ・学識経験者（大学准教授） ・保護者代表（ＰＴＡ） ・地域代表 ・幼稚園職員	・園長　・主任　・教諭 ・地域住民（町内会長、民政委員） ・愛育委員　・主任児童員 ・ＰＴＡ会長、副会長 ・前ＰＴＡ会長　・元小学校長
協議会回数	年 3 回	年 3 回

幼稚園名	（福島県）おおたま学園	出雲市立大津幼稚園
ＣＳの特徴	・幼小中一貫教育を進める統合運営型ＣＳ ・学校支援地域本部との関連を重視した教育活動の推進	・学校関係者評価の実施 ・地域の人々との交流を通した豊かな心の育成
指定日	平成 23 年 4 月 1 日	平成 25 年 5 月 28 日
園児数	2 幼稚園で約 200 名	81 名
委員構成	・園長　・副園長　・保護者 ・地域住民　・小学校長 ・中学校長　・学識経験者（元教授） ・各校園推薦者 （現 or 元ＰＴＡ役員） ・各種団体関係者 （商工会青年部長、老人クラブ代表、スポ少代表、ボランティア団体代表等）	・ＯＢ代表 ・青少年育成協議会会長 ・ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ長 ・地区主任児童委員 ・小学校校長 ・小学校主幹教諭 ・愛育会副会長 ・教頭
協議会回数	年 9 回	年 3 回

【高等学校】

学校名	高知県立大方高等学校	三重県立紀南高等学校	富士市立高等学校
ＣＳの特徴	・地域に根ざした学校づくり（町から高校がなくなる危機という課題解決に向けた取組） ・高校生のアイデアを元にした地元の商品開発	・地域に根ざした学校づくり（生徒流出という課題解決に向けた取組） ・生徒の学びを地域で支援 ・体系的なキャリア教育	・地域と連携した教育活動（キャリア教育と探求学習） ・学校運営協議会を核とした地域、企業、大学等との連携強化
指定日	平成 18 年 4 月 1 日	平成 19 年 6 月 1 日	平成 25 年 6 月 1 日
生徒数	116 名	331 名	708 名
委員構成	・校長　・中学校長 ・ＰＴＡ会長 ・大学教授 ・黒潮町教育次長 ・地域住民 （企業・会社代表・商店） ・ボランティアガイド	・学校長 ・町教育長 ・中学校長 ・地域住民 ・保護者 ・教職員	・学校長 ・大学教授　・准教授 ・会社役員　・卒業生 ・同窓会会長 ・ＰＴＡ会長 ・地区防災担当 ・保育園園長・中学校長 ・事務長　・副校長 ・教務課長
協議会回数	年 4 回	年 6 回	年 3 回

学校名	千葉県立長狭高等学校	横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校
ＣＳの特徴	・企業、大学との連携による専門教育への取組（医療・福祉、英会話） ・学校運営協議会を中心とした地域連携の取組（生徒による小学校での学習支援ボランティア、化学実験教室）	・ＳＳＨ、ＳＧＨとして、使命達成に向けた外部との連携（研究所・大学・企業等） ・持続可能な体制づくりに向けて、学校運営への提言、助言、教育委員会への意見の申出
指定日	平成 24 年 4 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日
生徒数	486 名	709 名
委員構成	・学校長 ・市教育長　・小・中学校長 ・市教育委員会（生涯学習課） ・大学教員（城西国際大、亀田医療大） ・ＰＴＡ役員　・保護者代表 ・市役所総務課長	・学校長 ・常任ｽｰﾊﾟｰｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ（大学名誉教授） ・科学技術顧問（大学学長） ・学識経験者（大学教授） ・工業会会長　・企業オーナー ・理化学研究所事務所長 ・保護者代表
協議会回数	年 4 回	年 4 回

【特別支援学校】

学校名	京都市立西総合支援学校	岐阜市立岐阜特別支援学校
ＣＳの特徴	・通学区の要素だけでなく、障害のある子どもの教育の推進というテーマ・コミュニティの要素も共有 ・地域との双方向の連携、協働による、障害のある児童生徒にとって身近な生活の場単位での学びと育みの場づくり	・保護者、地域とともに進める特別支援教育（岐阜市内） ・部会を中心とした取組（地域連携部会、学校支援部会） ・防災教育の充実 ・交流、共同学習の充実
指定日	平成 17 年 5 月 20 日	平成 25 年 4 月 1 日
児童生徒数	210 名	260 名
委員構成	・保護者（ＰＴＡ） ・地域代表 （自治連、女性会、民政児童員） ・学識経験者（大学教授） ・施設代表　・社会福祉協議会代表	・学校長 ・自治会長　・市福祉課長 ・福祉会施設長　・大学教授 ・ＰＴＡ会長　・教頭 ・部主事
協議会の回数	3 回	3 回＋学校関係者評価＋随時

学校名	横浜市立若葉台特別支援学校	見附市立見附特別支援学校
ＣＳの特徴	・地域とともに歩む特別支援学校 （小・中学校の跡地に移転して拡大） ・地域、保護者、学校の連携のための有効な組織作りと支援活動の充実	・障がいのある子供たちの地域生活を支えるネットワーク会議の開催（高等部をもつ特別支援学校としての企業・施設・団体等との関係づくり） ・学校支援地域本部からの発展 ・学校関係者評価の実施
指定日	平成 26 年 4 月 1 日	平成 26 年 4 月 1 日
児童生徒数	144 名	59 名
委員構成	（若葉台の住民が中心） ・学校長 ・自治会長　・元中学校長 ・大学教授　・ＰＴＡ役員 ・民生委員　・社会福祉協議会 ・まちづくりセンター	・地域代表（見附市内） ・学校関係者代表（教育ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ） ・福祉・企業代表（福祉施設、企業等） ・関係機関代表（手をつなぐ育成会等） ・学習活動施設代表 （総合体育館、図書館等） ・保護者代表 ・校長・教頭・教務（事務局）
協議会の回数	年 4 回	年 3 回

学校運営協議会と教育委員会・校長との関係について（市町村立学校の場合）

都道府県教育委員会

広域行政の観点からの責任者

・職員の任命権　など

教職員の任命（地教行法第37条）

人事の内申（地教行法第38条）

・教職員の任用に関する意見（任意・市町村教委を経由）（地教行法第47条の5第5項、第6項）

市区町村教育委員会

学校の設置者としての責任者

・学校の設置者としての管理権限　など

教職員の進退に関する校長の意見申出（地教行法第39条）

学校運営に関する意見（任意）（地教行法第47条の5第4項）

市町村立学校

校　長

日常の学校運営の責任者（学校教育法第37条第4項）

学校運営(教育課程の編成等)の基本方針の立案

学校経営、教育活動の実施

・基本方針の承認
・学校運営に関する意見（任意）
（地教行法第47条の5第3項、第4項）

学校運営協議会

学校運営に関して協議する合議制の機関

委員：地域住民、保護者など

コミュニティ・スクールの導入に向けた「熟議」の実施と組織体制づくり（例）

地域とともにあるこれからの学校の姿を地域全体で共有

保護者の思い

教職員の思い

地域住民の思い

熟議

○○○○について

学校・家庭・地域　みんなの思い

教育を取り巻く様々な状況の変化を踏まえつつ、課題に立ち向かい、乗り越えるための知恵と実行力を生み出していくために「熟議」を実施し、学校が、地域がどう子どもたちと関わることができるかをみんなで考えます。

・研修・視察
・運営組織体制づくり

準備1年目

・家庭・地域への情報提供
・組織体制づくり
・準備委員会委員の選定
・準備委員会の開催
・先進校視察
・研修会の実施

準備2年目

・教職員の研修
・部会組織づくり
・ＣＳマイスター派遣制度の活用
・ＣＳ推進フォーラムへの参加
・啓発リーフレットの作成
・学校関係者評価の実施

コミュニティ・スクールへの指定に向けて、必要な体制づくりを行うとともに、教職員・保護者・地域住民を対象にした説明会や研修会を進めます。

教育委員会の準備

◆ 学校運営協議会規則の作成・制定
◆ 学校運営協議会委員の選定・任命

コミュニティ・スクールに指定（学校運営協議会の設置）

学校運営協議会

基本方針の承認

学校・教育委員会への意見の申出

教職員の任用に関する意見の申出

学校運営協議会の機能を充実させるために ・・・・

① 熟 議

目標・ビジョンを共有するために「熟議（熟慮と議論）」を重ねることが大切です。

② 協 働

目標に向かって、ともに「協働」して活動していくことが大切です。

③ マネジメント

全体がチームとして力を発揮できるよう、組織としての**マネジメント**力を強化していくことが大切です。

学校・家庭・地域の**協働**による学校運営の改善・教育活動の充実

地域との連携を担う教職員の教育委員会規則等での位置付け

【都道府県市（小学校・中学校）（N=67）】

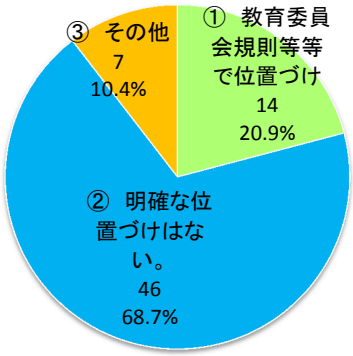

【都道府県市（高等学校・特別支援学校）（N=66）】

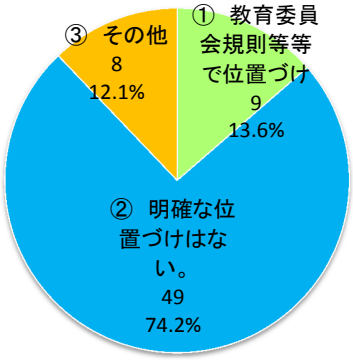

【調査対象市区町村（N=329）】

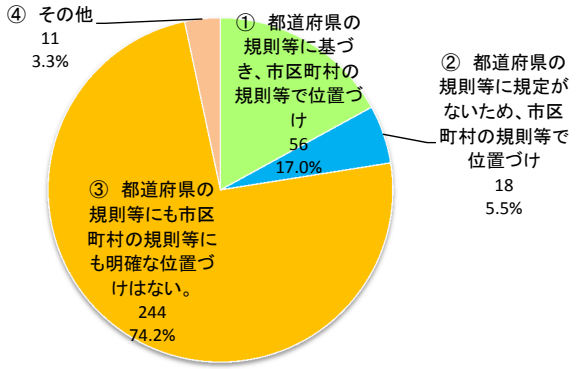

【調査対象学校（N=674）】

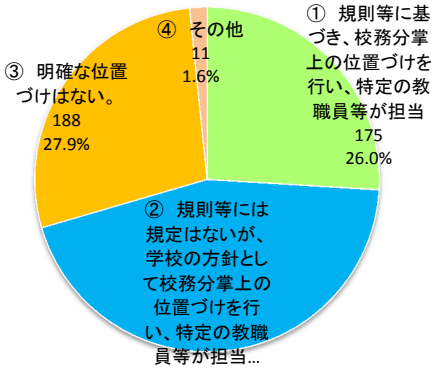

文部科学省調べ（H27．5）

地域との連携担当として教員を位置づけている事例

栃木県教育委員会

■地域の特性を生かした教育活動を生涯学習の視点から効果的・効率的に展開するため、平成26年度より、
社会教育主事有資格者をはじめ、地域連携の中心となる教員を明確化。校長が指名し、校務分掌に位置づけ。

<地域連携担当教員の役割>

○地域と連携した取組の総合調整に関すること【総合調整】
⇒地域連携に関する計画表の作成、研修の実施等
○地域と連携した取組の連絡調整や情報収集等に関すること【連絡調整】
⇒地域人材（学校支援ボランティア等）の受け入れに関する連絡調整等
○地域と連携した取組の充実に関すること【企画・支援】
⇒地域と連携した活動のプログラムの企画・運営支援等　　など

<期待される取組例>

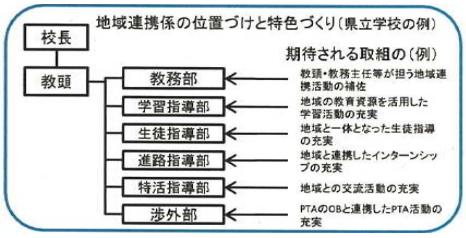

岡山県教育委員会

■成24年度から県内公立小・中・高・特別支援学校の校務分掌に「地域連携担当」を位置づけ、
学校の窓口を明確化。県総合教育センターの研修等により、資質能力の向上を推進。

<地域連携担当教員の役割>

○校内の地域連携情報の集約、
○全体計画の作成・提示、校内研修計画の作成・実施、
○地域（地域コーディネーター、学校支援ボランティア、PTA等）
との情報交換　　など

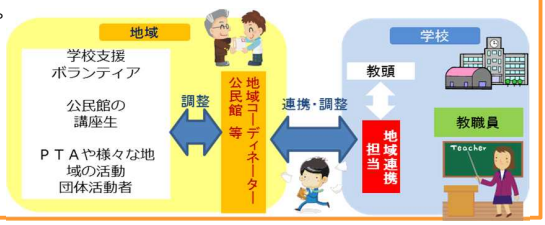

仙台市教育委員会

■地域住民、社会教育関係団体やボランティア団体等との連携や連絡調整に関することを担当し、
学校と地域をつなぐ窓口となる地域連携担当教員を市内全小・中・中等教育学校に配置。

<地域連携担当教員の役割>

○地域と学校の情報共有
○地域活動への参加
○ゲストティーチャーや地域学習の実施　　など

※市教委から委嘱された嘱託社会教育主事が、
学校において地域連携担当教員をサポートし、
教育活動の充実や地域の活性化を推進。

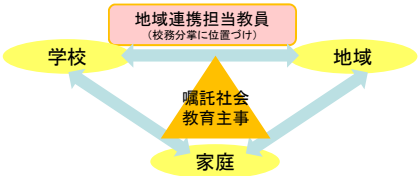

地域との連携担当として事務職員を位置づけている事例

鳥取県南部町教育委員会

■平成18年以降、コミュニティ・スクールを導入し、平成23年は、地域とともにある学校づくり推進体制が整ったことを機に、文部科学省委託事業を取り入れ、事務職員を配置し、コミュニティ・スクールの取組を推進。

＜事務職員の役割＞

○教員の業務の整理
○コミュニティ・スクールの積極的な運用と学校・地域の連携促進
　・コミュニティ・スクール関連業務にかかる連絡調整業務のとりまとめ
　・学習支援ボランティアや生徒ボランティアのコーディネート
　・情報発信（学校だより発行、ＨＰによる公開）
○学校体制の見直し　　など

＜取組による主な成果＞

○校間や地域との連携が円滑化
○教員の授業準備時間の増加
○予算確保や予算執行の円滑化
○定期的な情報発信

徳島県東みよし町教育委員会

■クラス担任や担当教科を持つ教職員よりも、学校全体を見渡して物事に取り組みやすいという観点から、学校事務職員がコミュニティ・スクール運営における中心的役割を担当。

＜事務職員の役割＞

○コミュニティ・スクールに関する研修会の企画・開催
○コミュニティ・スクール連絡協議会の運営（熟議の企画・開催等）
○地域と学校の関係性に関する調査の企画・調整　　など

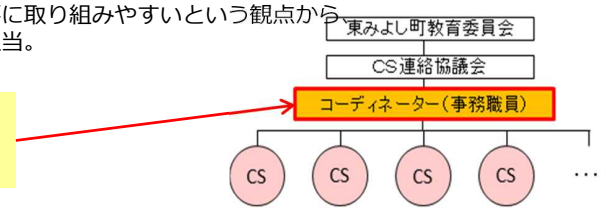

滋賀県長浜市湯田小学校

■学校事務職員が組織内のトータルプロデューサーとして学校運営に参画し、学校事務を組織的に進める取組を推進。

＜事務職員の役割＞

○学校と地域をつなぐコーディネーター
　・学校運営協議会の連絡・調整、学校支援推進部の組織づくりと活動支援
　・ボランティア活動による学校支援コーディネート体制の構築
○学校情報の適切な提供（自治会掲示板の活用、協議会だより等の発行）　など

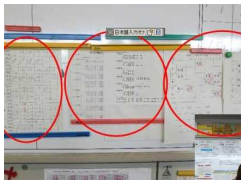
ボランティアのシフト表

学校情報の速やかな提供（ブログの発信）

学校と地域の連携・協働に関する参考資料

学校と地域の連携関連施策のこれまでの主な流れ

○平成14年4月　完全学校週5日制の実施

○平成16～18年 「地域教育力再生プラン（地域子ども教室推進事業）」（委託事業）実施

○平成19年度～　厚生労働省との連携による「放課後子どもプラン」創設（補助事業）
・地域住民の参画を得て、全ての子供たちの放課後等における学習・体験・交流活動を支援する「放課後子供教室」の推進
・共働き家庭子供たちの放課後等の居場所を確保する「放課後児童クラブ」との連携の推進

○平成20年度～（22年度まで）　学校支援地域本部（委託事業）の実施

○平成21年度～　学校・家庭・地域の連携協力推進事業（補助事業）の創設
・「学校支援地域本部」「放課後子供教室」「家庭教育支援」等の学校・家庭・地域の連携による様々なメニューを組み併せてできるよう、メニュー化

○平成26年度～　「土曜日の教育活動推進プラン」の開始
・平成25年11月に学校教育法施行規則を改正し、学校における土曜授業を取り組みやすくするとともに、学校と地域・企業等の連携による土曜日の教育活動を推進

「放課後子ども総合プラン」の策定
・一体型を中心とする放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的整備を推進

○平成27年度～　「地域未来塾」による学習支援を新たに実施
（学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進の一部）
・学校支援地域本部を活用し、家庭での学習習慣が十分に身についていない中学生等を対象として、大学生や教員OB等の地域住民の協力による原則無料の学習支援（地域未来塾）を新たに実施

（平成27年8月現在）

「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」及び「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業」 実施状況

（学校支援地域本部、放課後子供教室、土曜日の教育活動）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
国庫補助金額	5,166百万円	4,649百万円	4,870百万円	5,071百万円	6,340百万円
学校支援地域本部設置数	2,659本部	3,036本部	3,527本部 （小学校：5,939校 中学校：2,715校）	3,746本部 （小学校：6,244校 中学校：2,814校）	4,146本部 （小学校：6,568校 中学校：3,039校）
放課後子供教室実施数	9,733教室	10,098教室	10,376教室	11,991教室	14,392教室
土曜日の教育活動実施数	—	—	—	4,845校	10,412校
実施市町村数	本　部　570市町村 放課後　1,075市町村 土　曜　— 市町村	本　部　576市町村 放課後　1,076市町村 土　曜　— 市町村	本　部　619市町村 放課後　1,090市町村 土　曜　— 市町村	本　部　628市町村 放課後　1,135市町村 土　曜　388市町村	本　部　642市町村 放課後　1,077市町村 土　曜　953市町村

※ 平成24～27年度は、岩手県、宮城県、福島県等の被災自治体は委託事業「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」で実施

学校・家庭・地域の連携協力推進事業

（平成26年度予算額　3,814百万円）
平成27年度予算額　4,882百万円

【補助率】 国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3

近年、子供を取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子供たちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指す必要がある。

そのため、地域住民や豊富な社会経験を持つ外部人材等の協力を得て、学校支援地域本部、放課後子供教室、家庭教育支援、地域ぐるみの学校安全体制の整備、スクールヘルスリーダー派遣などの学校・家庭・地域の連携協力による様々な取組を推進し、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図る。特に、学校支援地域本部を活用し、中学生を対象に大学生や教員OBなど地域住民の協力による原則無料の学習支援（地域未来塾）を新たに実施する。また、女性の活躍推進を阻む「小１の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、新たに策定した放課後子ども総合プランに基づき、厚生労働省と連携した総合的な放課後対策をより一層充実させる。

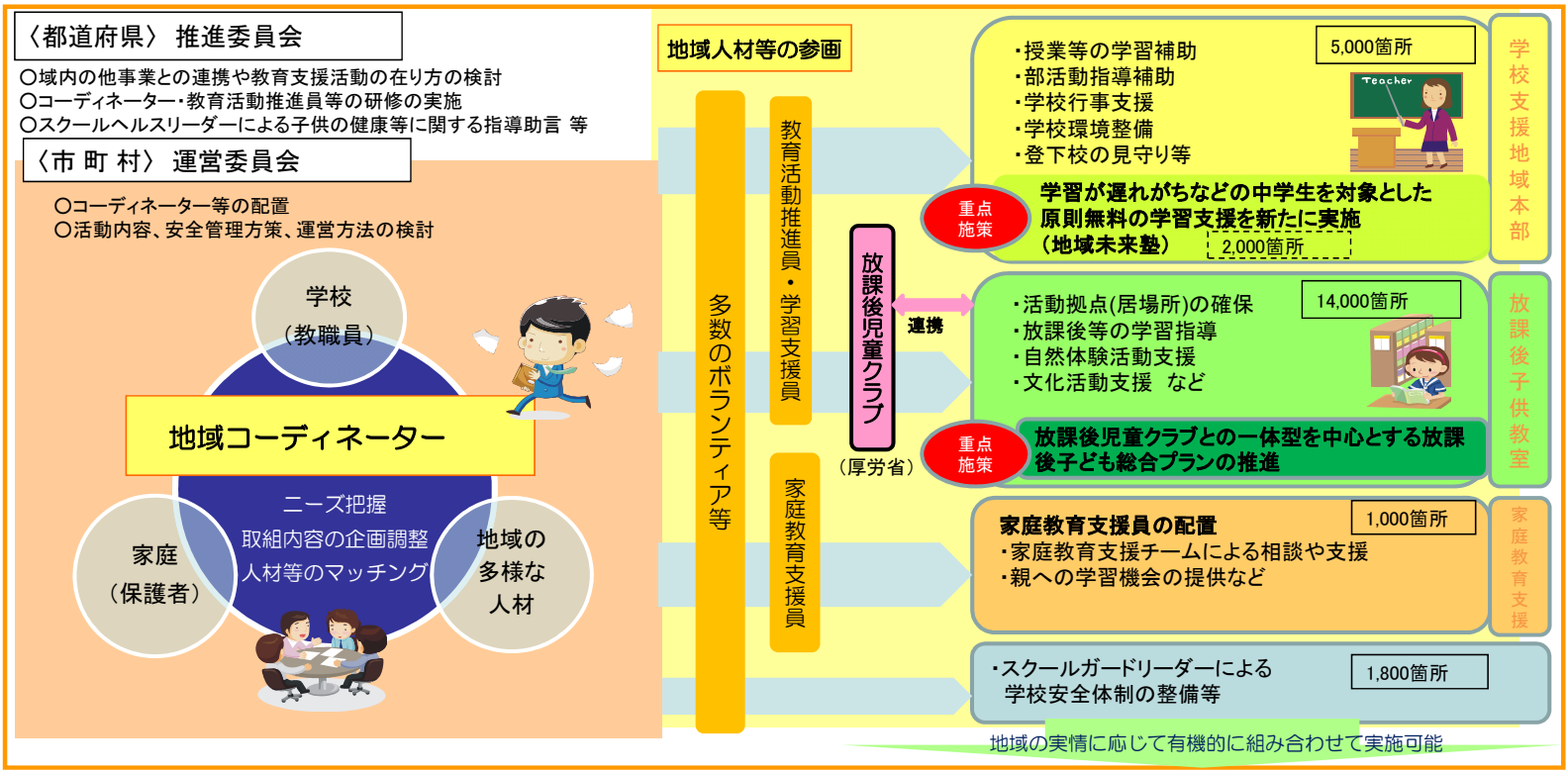

学校・家庭・地域が連携して地域社会全体で教育支援活動を実施し、地域コミュニティを活性化

学校支援地域本部

地域住民等の参画により、学校の教育活動を支援する仕組み（本部）をつくり、様々な学校支援活動を実施

<H27年度実施状況> 4,146本部（9,607校＝小学校6,568校＋中学校3,039校（全公立小・中学校の約32%））

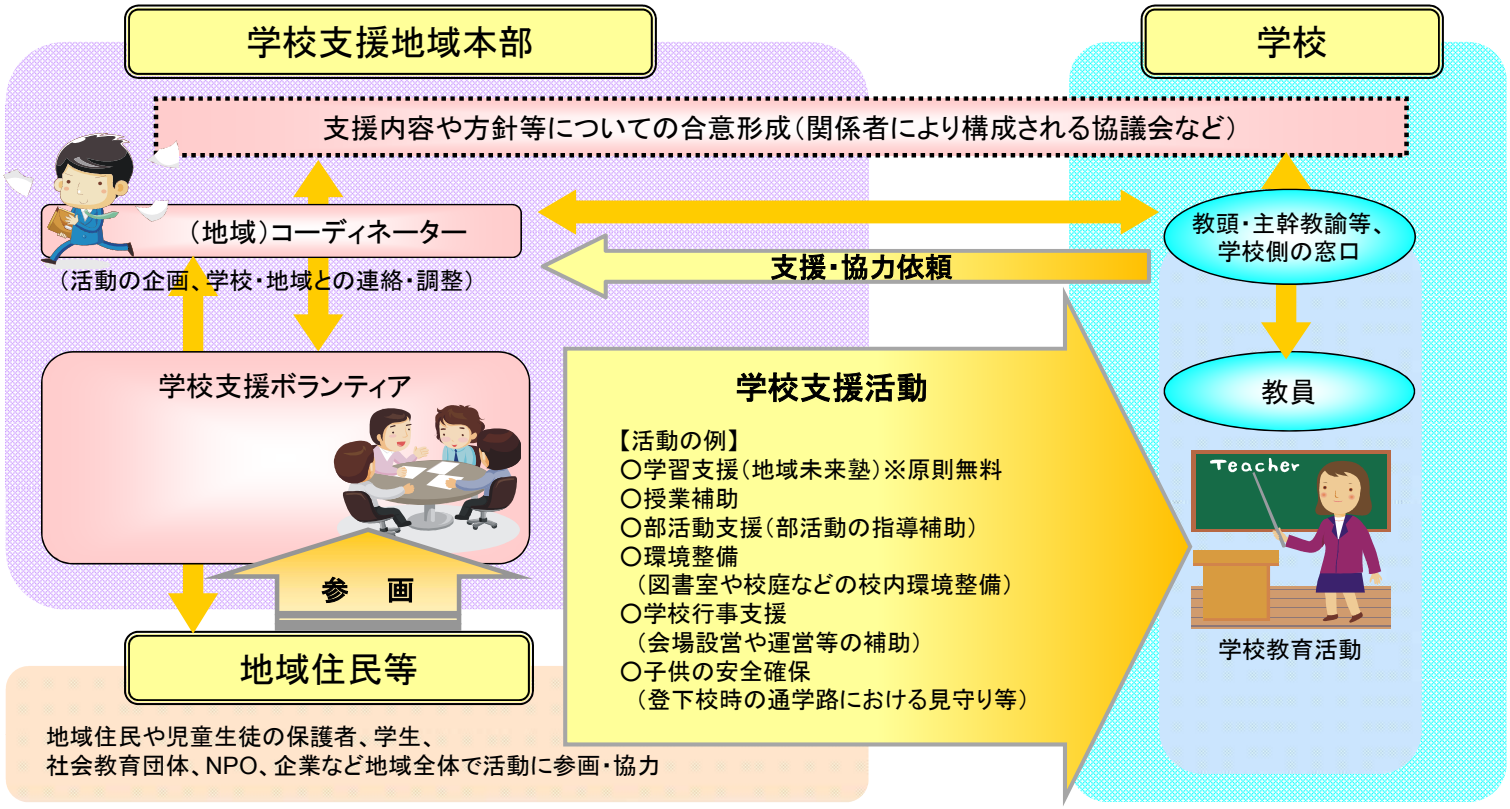

地域で学校を支援する仕組みづくりを促進し、子供たちの学びを支援するだけでなく、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の教育力の向上を図る

平成27年度「学校支援地域本部」の実施状況

文部科学省集計（平成27年8月現在）

実施本部数

4，146本部

（1本部当たり平均2．3校）

（平成26年度：3，746本部）

実施学校数

- 小学校　**6，568校**（平成26年度：6，244校）
- 中学校　**3，039校**（平成26年度：2，814校）
- 高等学校　**35校**（平成26年度：30校）
- 特別支援学校　**70校**（平成26年度：54校）

計 **9，607校**

全公立小・中学校の約32%をカバー

学校支援地域本部に関わるコーディネーターの状況

- 約11，400人（平成26年度：約10，100人）
- 1学校当たり平均人数：1．2人（平成26年度：1．1人）
- 1本部当たり平均人数：2．7人（平成26年度：2．7人）

平成27年度

『学校支援地域本部』の実施状況

※ 公立小中学校における実施
※「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」を活用
※ 被災3県は「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」を活用

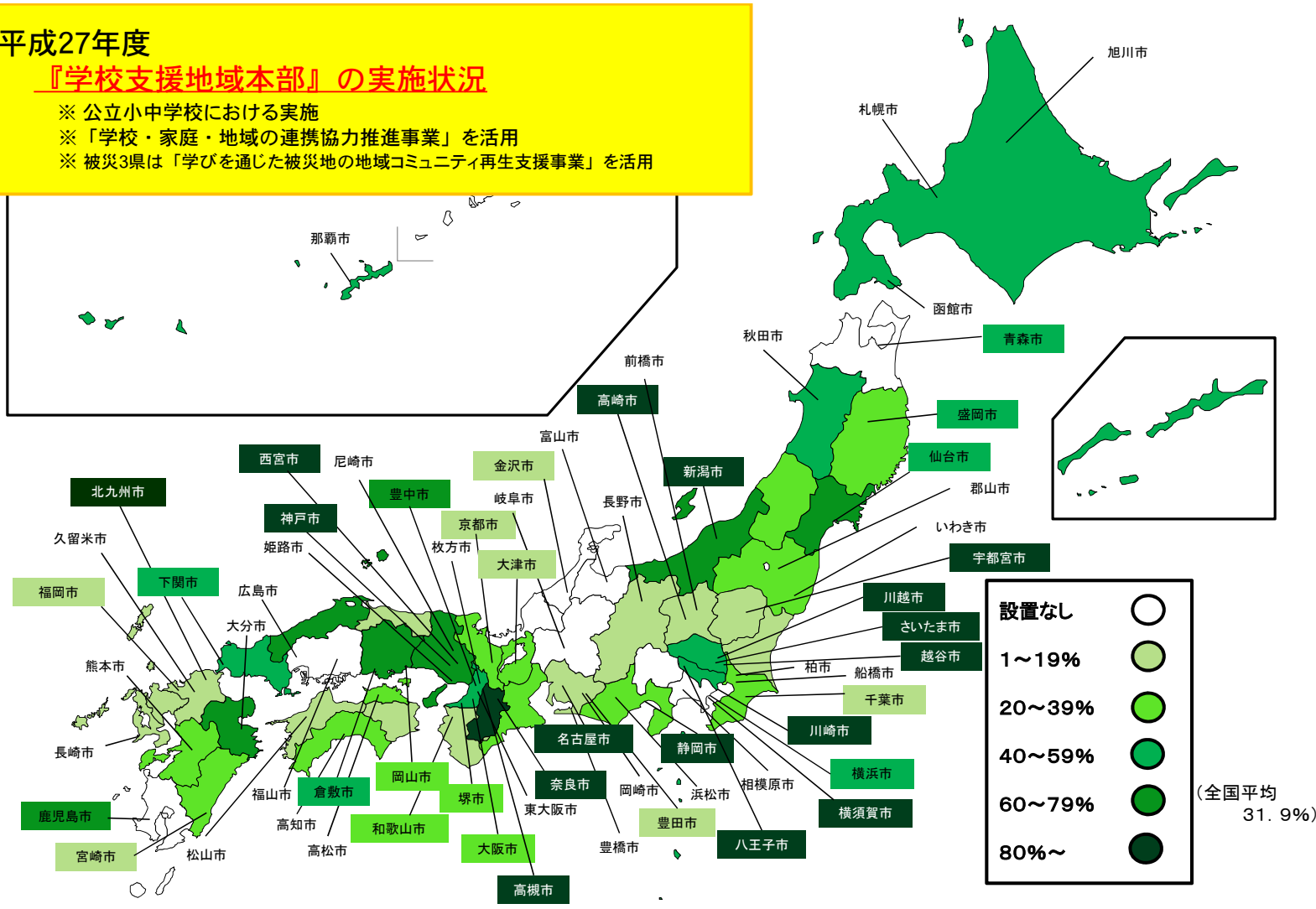

学校支援地域本部における活動の実施校割合（平成27年度）

○学習支援活動

※複数回答可

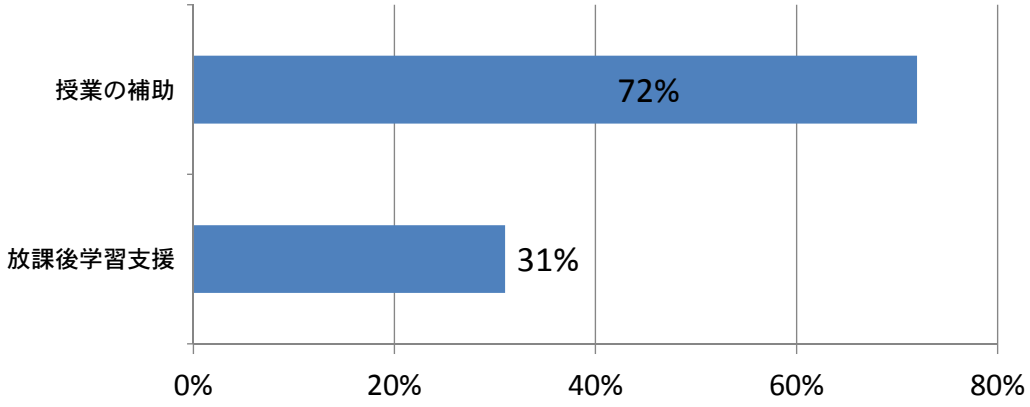

○学習支援以外の活動

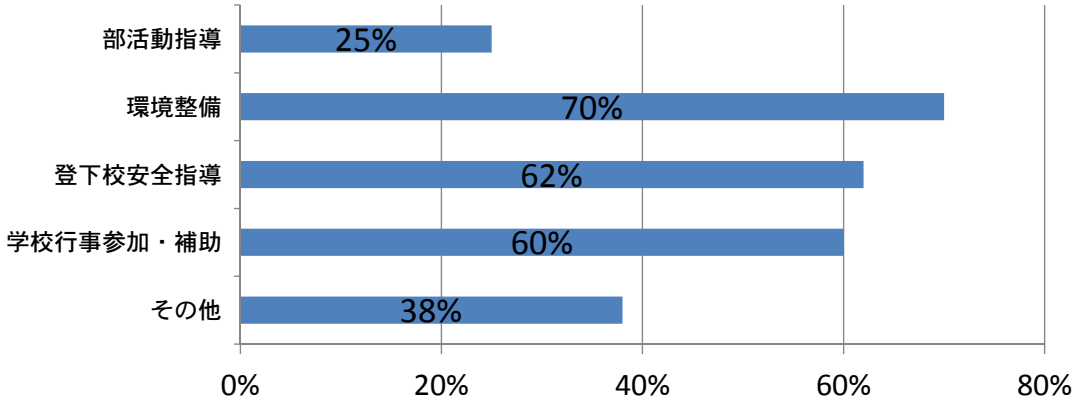

＊被災3県の取組を除く

学校支援ボランティアによる効果

「平成２６年度全国学力・学習状況調査」調査結果のポイントより

＜学校質問紙＞

質問78（76）：**学校支援地域本部などの学校支援ボランティアの仕組みにより、保護者や地域の人が学校における教育活動や様々な活動に参加してくれますか**

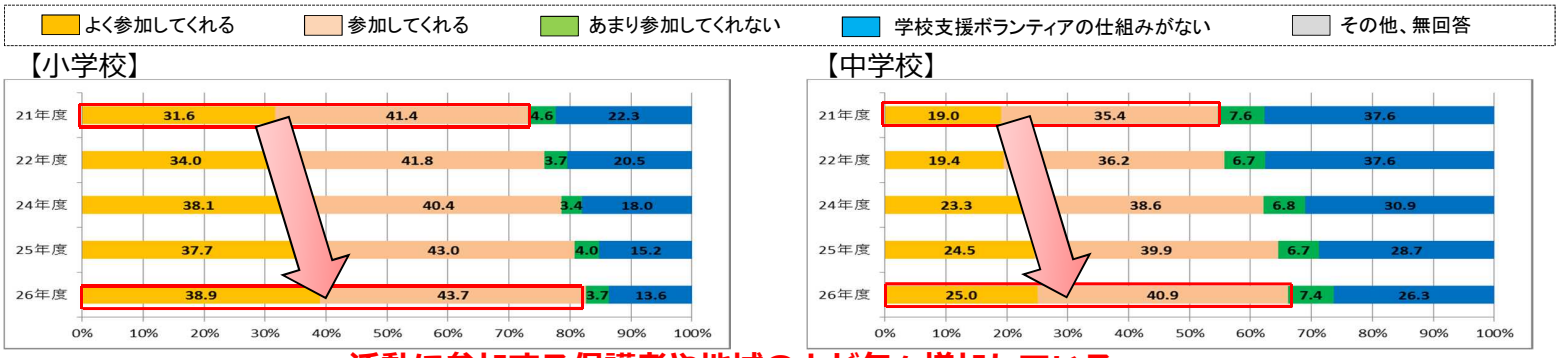

活動に参加する保護者や地域の人が年々増加している。

＜学校質問紙＞

質問79（77）：**保護者や地域の人の学校支援ボランティア活動は、学校の水準の向上に効果がありましたか**

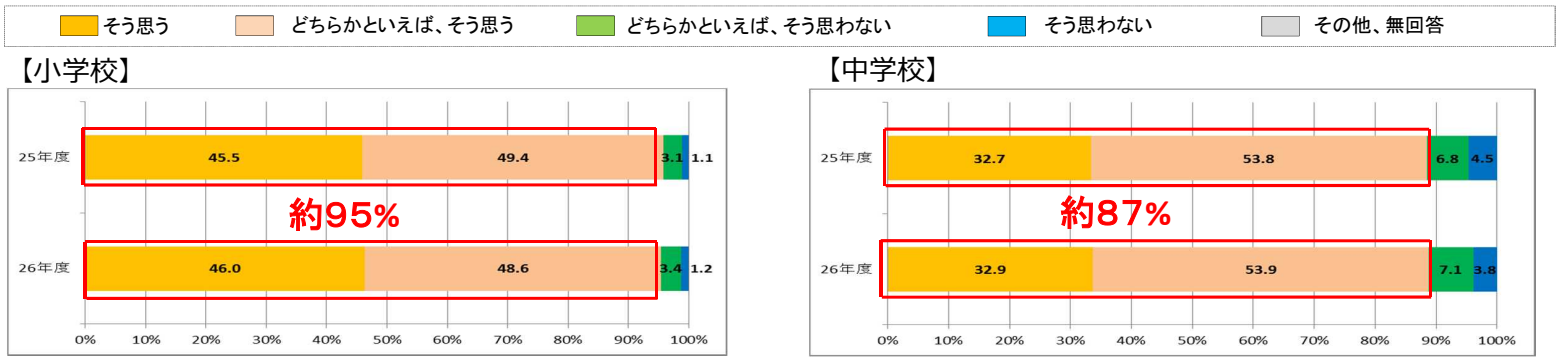

小学校では９割以上、中学校では８割以上の学校が「そう思う」又は「どちらかといえば、そう思う」と回答。

学校支援地域本部等の震災時の様子

宮城県の小中学校長40名アンケートより

避難所となった宮城県内の中学校では、学校支援地域本部を設置している２０校では自治組織が順調に立ち上がり、未設置の２０校では「混乱が見られた」。
学校支援地域本部設置校では、地域の方から「避難所は私たちに任せて、先生は子供たちのことを考えて」というような声があがり、自治組織が速やかに組織されるなど、緊急時の分担と協働作業がスムーズに進んだ。一方、未設置校では、教員が子供の安否確認などに加えて避難所運営に追われたり、避難所内でも物資配給などでトラブルが見られた。

Q 避難所において自治組織が立ち上がる過程は順調だったか。（校長）

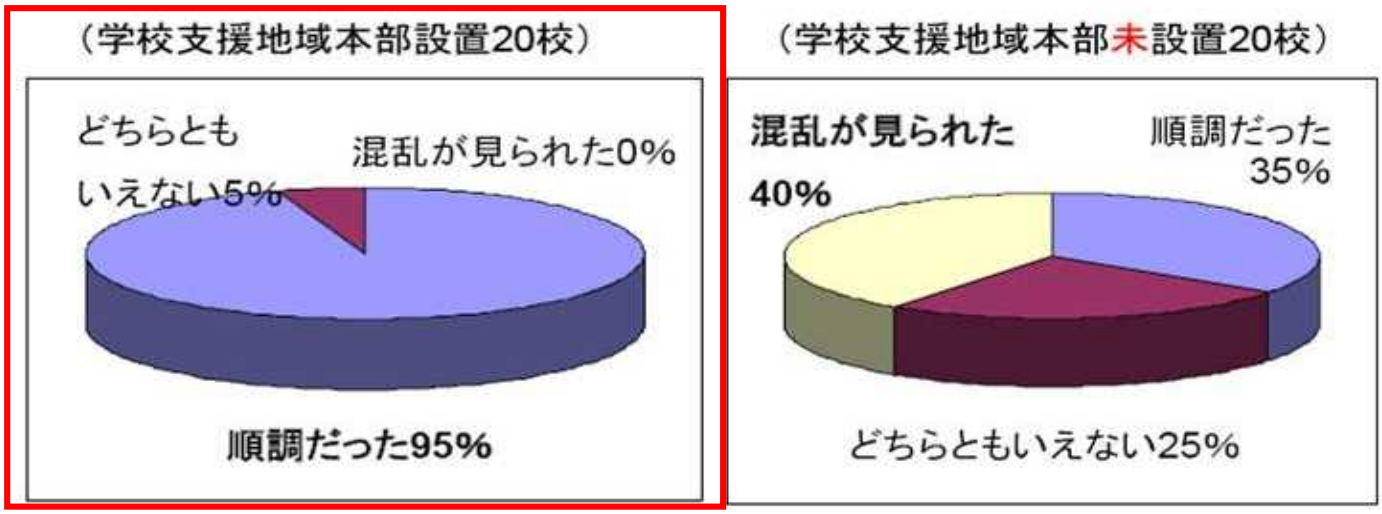

※現地の学校の復興計画には必ず「地域との連携強化」が明記されている

学習が遅れがちな中学生等を対象とした学習支援
～地域住民の協力を得て、地域未来塾を新たに開講～

地域未来塾について

※中学生だけでなく、小学生、高校生などを対象とした学習支援の実施も可能

中学生等を対象に、大学生や教員OBなど地域住民の協力による学習支援を実施

◆経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身についていない中学生等への学習支援を実施

◆地域住民が参画する学校支援地域本部の活用により、原則無料（＊）の学習支援
（＊参加者が一部実費等を負担する場合あり）

◆教員を志望する大学生などの地域住民、学習塾などの民間教育事業者、NPO等の協力により、多様な視点からの支援が可能 （27年度予算額：207百万円（新規） ※学校・家庭・地域の連携協力推進事業の27年度予算額4,882百万円の内数 ）

＊学習が遅れがちな中学生等に対して学習習慣の確立と基礎学力の定着
＊高等学校等進学率の改善や学力向上

学習機会の提供によって、貧困の負の連鎖を断ち切る

全生徒を対象とした学習支援の事例
【東京都内のある中学校の取組】
※学校支援地域本部を活用

＜放課後学習支援＞
・対象は中１～３の希望者
・年間約80回 （学期中の週２回（２時間程度））
　＊空き教室を利用、無料
・指導員による個別指導と自習
　＊指導員：教員志望の講師や大学生など

平成31年度末までの目標数
※学校支援地域本部を活用した学校数

【H26年度】	H27年度	H31年度
700中学校区 が学習支援を実施 （公立全中学校の7%）	2，000中学校区 （20%）	5，000中学校区 （50%）

学校数の増加と内容の充実

※学校支援地域本部：地域人材の参画により、学校の教育活動(授業、部活動等)を支援する取組(H27年度5,000中学校区で実施、補助率1/3)
【H26年度実施状況】3,746本部 (小学校6,244校　中学校2,814校)

放課後子供教室
～放課後子ども総合プランの推進～

学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部で実施
（平成26年度予算額　3,814百万円の内数）
平成27年度予算額：4,882百万円の内数

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

女性の活躍推進のためには、共働き家庭等の「小１の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、厚生労働省と連携して総合的な放課後対策に取り組むことが必要

放課後子供教室
（文部科学省）

『放課後子ども総合プラン』として、実施（H26.7月策定）

放課後児童クラブ
（厚生労働省）

コーディネーター

双方で情報共有
＜学校区毎の協議会などで取組を促進＞
取組の企画、担い手確保、全体調整
放課後児童クラブに登録している児童の参加を促進

放課後児童クラブ指導員
放課後児童クラブに参加している子供が放課後子供教室の共通プログラムに参加

連携
協力

教育活動推進員
教育活動サポーター
（学習支援や多様なプログラムの実施、安全管理）

多様なプログラムの提供

【共通のプログラム】
○室内での活動
・学習支援（宿題の指導、予習・復習、補充学習等）
・多様な体験プログラム（実験・工作教室、英会話、文化・芸術教室等）
○校庭・体育館での活動
スポーツ活動（野球、サッカー、一輪車）など

参画

大学生・企業OB、地域の高齢者、民間教育事業者、文化・芸術団体等の様々な人材

小学校など
・余裕教室等を提供
・学校敷地内の専用施設を利用
・体育館などの一時利用の促進

平成31年度末までの目標数

【H26年度】12,000か所
【H27年度】14,000か所
【H31年度】20,000か所
約半数は放課後児童クラブと一体型

平成27年度施策

①全ての子供たちを対象とした学習支援・プログラムの充実
②一体型または連携型の放課後児童クラブ・放課後子供教室を計画的に整備

平成27年度

「放課後子供教室」の実施状況

※ 公立小学校における実施
※「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」を活用
※ 被災3県は「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」を活用

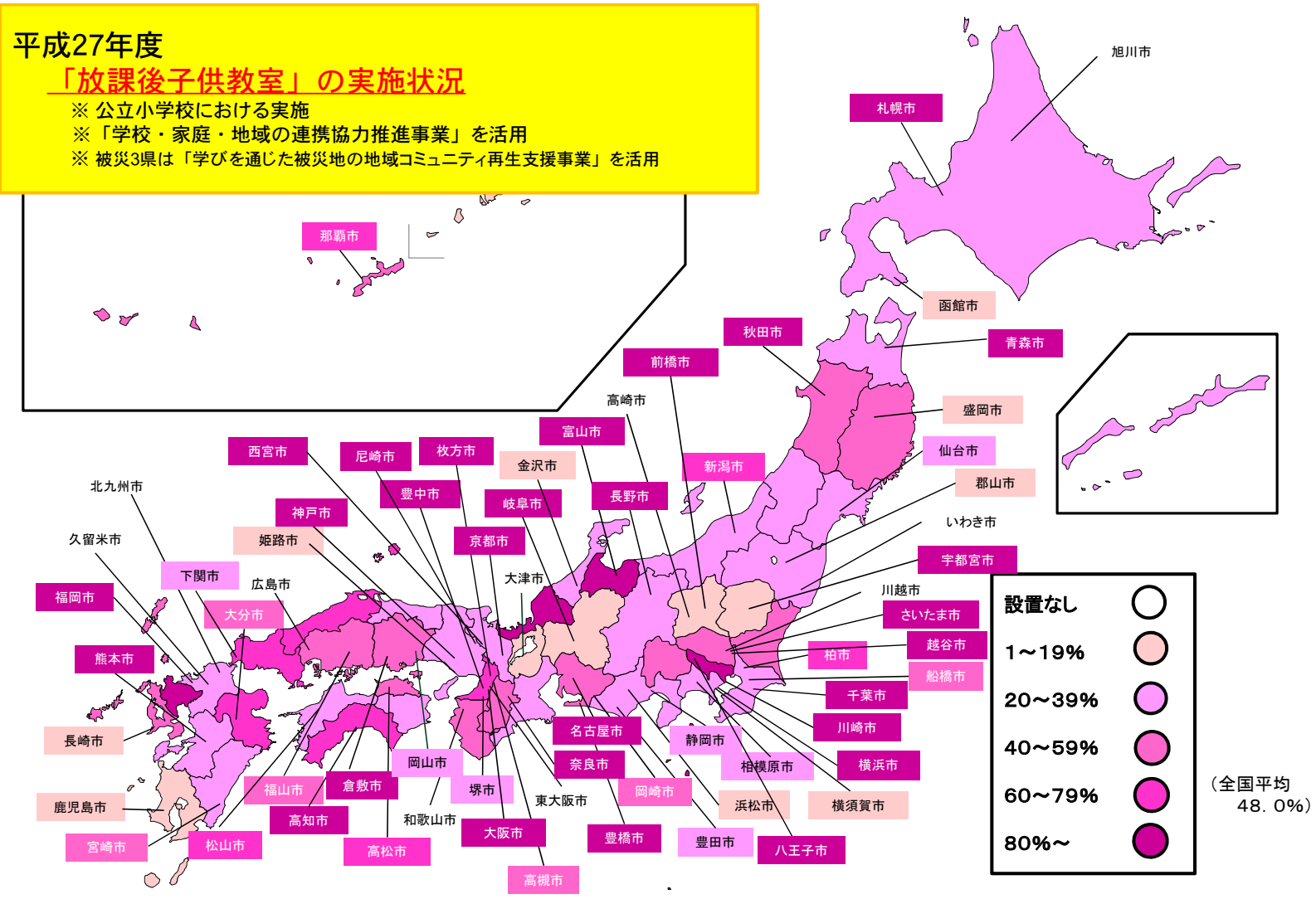

土曜日の教育活動の形態

子供たちの健やかな成長のためには，**土曜日の教育環境を豊かなもの**にする必要がありますが，土曜日の教育活動については，その実施主体や扱う内容等により，幾つかの形態に整理できます。

（①　「土曜授業」について）　← *子供たちは全員参加*

そうした形態のうちの一つが，児童生徒の代休日を設けずに，土曜日を活用して教育課程内の学校教育活動を行う「土曜授業」です（下図①）。文部科学省では，設置者の判断により，「土曜授業」を行うことが可能であることを明確化するため，昨年11月29日に学校教育法施行規則の改正を行いました。

（②　「土曜の課外授業」について）

このほか，学校が主体となった教育活動ではあるものの，希望者を対象として学習等の機会の提供を行うなど，教育課程外の学校教育を行う「土曜の課外授業」とも呼ぶべき形態があります（下図②）。

（③＋ ④　「土曜学習」について）　← *子供たちは希望者が参加*

また，教育委員会など学校以外の者が主体となって，希望者に対して学習等の機会の提供を行う「土曜学習」とも呼ぶべき形態があります。この「土曜学習」については，主体が公的なもの（下図③）と，主体が公的でないもの（下図④）があります。

例えば、大分県豊後高田市教育委員会が実施している「学びの21世紀塾」の取組は、下図③に該当します。

＜土曜日の教育活動について＞

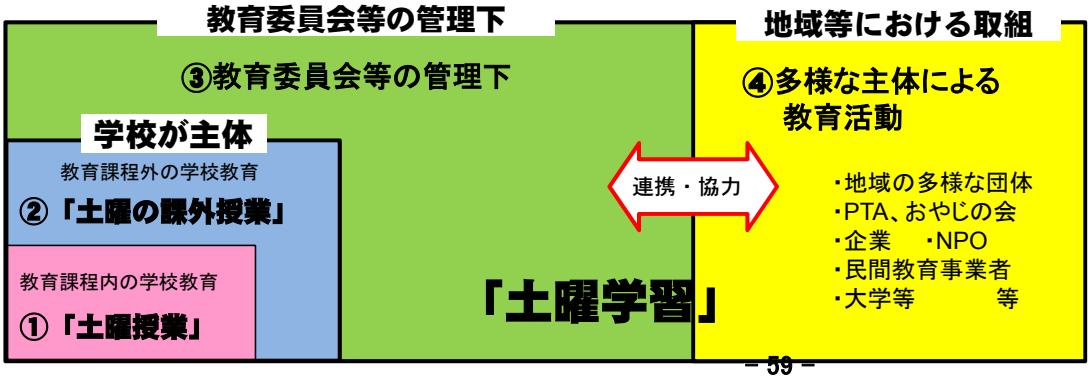

文部科学省としては，「土曜授業」や，「土曜の課外授業」，「土曜学習」の機会の充実等により，総合的な観点から子供たちの土曜日の教育環境の充実に取り組むことが重要であり，その振興に取り組んでいきたいと考えています。